

# 知名町男女共同参画基本計画

(知名町配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画)



平成 26 年 10 月  
知名町

## はじめに

人権が尊重され、自分らしく、そして、安心して暮らすことができる社会の実現は、私たちの願いです。

しかしながら、性別による固定的な役割分担や差別的取扱い、それらによって生じる男女間の格差は、個人の悩みや生活上の困難の背景になるとともに、社会の様々な分野の発展を阻害する要因にもなっています。

男女共同参画社会づくりは、私たちにとって最も身近な人権にかかわる「性別」に焦点を当て、それに起因する様々な問題を解決することにより、“性別にかかわらず”一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を目指す取組です。

この取組は、平成11年制定の「男女共同参画社会基本法」を法的根拠に、国際社会の動向や国の施策も踏まえつつ、全国で展開されています。

鹿児島県においては、平成13年の「鹿児島県男女共同参画推進条例」制定後に初めて策定された「第1次鹿児島県男女共同参画基本計画」に基づき、男女共同参画社会の実現を願う県民一人ひとりの思いと地道な活動に支えられながら、取り組んできております。

本町においても、第2次鹿児島県男女共同参画基本計画の各般の施策に連動しながら「男女共同参画の視点」を踏まえて、町民の皆様とともに男女共同参画社会づくりに取り組み、一人ひとりが大切にされ、誰もが幸せを実感できる豊かな社会実現のために知名町男女共同参画基本計画を策定しました。

終わりに、この計画の策定に当たり、熱心に御審議いただきました知名町男女共同参画懇話会委員の皆様、また、貴重な御意見をお寄せいただくなど御協力いただきました町民の皆様にご心から感謝申し上げます。

平成26年10月

知名町長 平安正盛

# 目 次

## 第1章 計画の基本的な考え方

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の性格	1
3	基本理念	1
4	基本目標	2
5	目標	3
6	計画の期間	3

## 第2章 計画策定の背景

1	社会経済情勢等の変化	4
2	国・県の動き	4

## 第3章 計画の内容

1	目標別施策の方向と概要	
目標1	男女共同参画社会の形成を阻害する社会制度・慣行の見直し、意識の改革	7
目標2	男女共同参画を正しく理解し、社会のあらゆる分野において推進する教育・学習の充実	11
目標3	生涯を通じた男女の健康の保持・増進	15
目標4	男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶	21
目標5	生活上の困難や課題に直面する人々が安心して暮らせる環境の整備	29
目標6	施策・方針決定過程への女性の参画の拡大	54
目標7	男女ともに能力を発揮できる就業環境の整備の促進	45
目標8	仕事と生活の調和を図るための環境づくり	51
目標9	男女共同参画の視点に立った地域づくり活動の推進	56
2	重点取組	59

## 第4章 推進のあり方

1 町の推進体制	62
----------	----

知名町配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画	63
--------------------------	----

## 第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨	64
2 計画の基本的な考え方	64
3 計画の性格	65
4 計画の期間	65

## 第2章 配偶者等からの暴力について

1 配偶者等からの暴力 （ドメスティック・バイオレンス/DV）とは	65
2 配偶者等からの暴力の現状	66
3 配偶者等からの暴力に対する取組の現状	66

## 第3章 計画の体系

## 第4章 計画の内容

1 重点的に取り組むことⅠ いかなる場合にも暴力を許さない社会づくりに向けた取組	69
2 重点的に取り組むことⅡ 安心して相談できる体制の確立に向けた取組	72
3 重点的に取り組むことⅢ 被害者の安心と安全を確保するための取組	74
4 重点的に取り組むことⅣ 被害者の立場に立った生活再建に向けた取組	79

## 資料編

- 1 男女共同参画社会基本法・・・・・・・・・・・・・・・・・・81
- 2 鹿児島県男女共同参画推進条例・・・・・・・・・・・・87
- 3 知名町男女共同参画推進条例・・・・・・・・・・・・92
- 4 知名町男女共同参画推進懇話会設置要綱・・・・・・・・96
- 5 知名町男女共同参画行政推進会議設置要綱・・・・・・・・97

# 第1章 計画の基本的な考え方

## 1 計画策定の趣旨

国の男女共同参画社会の形成に向けた取組は、女子差別撤廃条約等に基づく国際社会における動きと連動して進められてきました。

平成11年6月に「男女共同参画社会基本法」が制定され、「第1次男女共同参画基本計画」（平成12年12月策定）、「第2次男女共同参画基本計画」（平成17年12月策定）を経て、「第3次男女共同参画基本計画」（平成22年12月）が策定され、これらに基づく取組が推進されます。

鹿児島県では平成13年12月に「鹿児島県男女共同参画推進条例」が制定され、これに基づき、「かごしまハーモニープラン」（平成11年3月策定）の課題を踏まえた「鹿児島県男女共同参画基本計画」を平成20年3月に策定し、男女共同参画社会の形成に向けた取組の推進が図られています。

平成15年4月には男女共同参画を推進する総合的活動拠点として、鹿児島県男女共同参画センターが設置され、平成18年3月には「鹿児島県配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」を策定（平成21年3月改定）しています。

少子高齢化の進行、人口減少社会の到来、地域社会と家庭の変化、経済の低迷、格差の拡大などの地域社会経済情勢の変化に伴う多くの課題を解決するためには、男女共同参画社会の実現が必要と考えます。

本町の男女共同参画社会の形成に向けた環境づくりのためにも政策の全体的な枠組み、方向性、内容を示すためにも「知名町男女共同参画基本計画」を策定します。

## 2 計画の性格

- (1) この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項の規定に基づき策定する法定計画です。
- (2) この計画は、「鹿児島県男女共同参画推進条例」第7条第1項の規定に基づき策定する法定計画です。
- (3) この計画は、「鹿児島県男女共同参画推進条例」第3条の規定する基本理念に基づき策定する法定計画です。
- (4) この計画は、「知名町男女共同参画推進条例」第3条の規定する基本理念に基づき策定します。

## 3 基本理念

この計画は、「知名町男女共同参画推進条例」に掲げる4つの基本理念に基づき

策定します。

#### **(1) 男女の人権尊重（第3条第1項）**

男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

#### **(2) 社会における制度又は慣行についての配慮（第3条第2項）**

男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画を阻害する要因となるおそれがあることを考慮して、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

#### **(3) 政策等の立案及び決定への共同参画（第3条第3項）**

男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、町における政策又は民間の団体（事業者を含む。）における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

#### **(4) 家庭生活における活動と他の活動の両立（第3条第4項）**

男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

## **4 基本目標**

男女共同参画社会の根底を成す基本理念である「男女の人権の尊重」は、“性別にかかわらず”一人ひとりの人権が尊重されることを意味しています。

「一人ひとりの人権の尊重」が、町民一人ひとりの意識に深く浸透し、行動に結びつくことによって、性別にかかわらず、誰もが多様な生き方を自らの意思で選択し、個性や能力を発揮することができ、かつ、誰もが安心・安全に豊かに暮らすことができる社会を、計画を通して実現するために、次の重点目標を定めます。

## 5 目標

男女共同参画社会を実現するために、次の9の項を「目標」とします。

- (1) 男女共同参画社会の形成を阻害する社会制度・慣行の見直し、意識の改革
- (2) 男女共同参画を正しく理解し、社会のあらゆる分野において推進する教育・学習の充実
- (3) 生涯を通じた男女の健康の保持・増進
- (4) 男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶
- (5) 生活上の困難や課題に直面する人々が安心して暮らせる環境の整備
- (6) 施策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- (7) 男女ともに能力を発揮できる就業環境の整備の促進
- (8) 仕事と生活の調和を図るための環境づくり
- (9) 男女共同参画の視点に立った地域づくり活動の推進

## 6 計画の期間

この計画の期間は、平成26年度から平成35年度までの10年間とします。

## 第2章 計画策定の背景

### 1 社会経済情勢等の変化

#### (1) 少子高齢化の進行と労働力人口の減少

知名町の人口は、昭和25年の15,049人をピークに減少に転じ、平成22年には約6,806人となっており、今後、人口減少は加速的に進行することが予測されています。(国勢調査)

年齢区分別人口の推移をみると、年少人口(0～14歳)や生産年齢人口(15～64歳)は減少する一方で老年人口(65歳以上)は増加してきています。

本町の高齢化率(総人口に占める65歳以上人口の割合)は、平成22年度(国勢調査)には29.7%に上昇し、全国22.8%より高い水準で推移しています。

#### (2) 家族形態等の変化

高齢者の単独世帯が増加する一方、夫婦と子ども世帯が減少しており、一世帯当たりの世帯人口は減少傾向にあります。

今後は、世帯数が減少する中、単独世帯が占める割合が一層高くなることが予測されます。

また、職場・家庭・地域等への個人の帰属意識の多様化等に伴い、人間関係のつながりの希薄化などが見られます。

本町における外国人登録者の男女の数は、女性が男性よりも多くなっています。

### 2 国・県の主な動き

#### (1) 国の動き

##### ① 「育児・介護休業法」の改正

仕事と子育ての両立支援等を一層進めるため、事業主に対する、3歳未満の子を養育する労働者の短時間勤務制度や所定外労働の免除の義務化、男性の育児休業の取得促進などを内容とした「改正育児・介護休業法」が、平成22年6月から施行されました。

##### ② 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の改定

平成22年6月には、施策の進捗や経済情勢の変化を踏まえ、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス\*) 憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」に、ディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)や「新しい公共\*」などの新しい概念や考え方や、男性の育児休業等取得促進

に向けた環境整備及び労働者の健康確保・メンタルヘルス対策などの新たな取組が盛り込まれました。

### ③「第3次男女共同参画基本計画」の策定

平成11年制定の「男女共同参画社会基本法」施行後10年間の反省を踏まえ、我が国における男女共同参画社会の形成が一層加速されるよう、実効性のあるアクションプランとして平成22年12月に「第3次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

### ④「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画」の策定

平成24年6月には、女性の活躍によって我が国の経済再生を図るため、男性の意識改革、思い切ったポジティブ・アクション\*（積極的改善措置）、公務員からの率先した取組の3つを柱とした「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画～働く「なでしこ」大作戦～が取りまとめられました。

## (2) 県の動き

### ①「鹿児島県配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」の改定

平成19年7月の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正、平成20年1月の国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」の見直し、及びこれまでの鹿児島県の取組状況を踏まえ、平成21年3月に「配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援支援計画」が改定されました。

### ②「鹿児島の男女の意識に関する調査」の実施

平成23年5月から6月にかけて、男女平等や男女の人権、家庭・地域などに対する県民の意識と実態を把握することを目的として、20歳以上の県民を対象に「鹿児島の男女の意識に関する調査」が実施されました。

### ③「鹿児島県男女共同参画基本計画」（第1次計画）の中間評価の実施

第1次計画における関連施策の取組状況及び数値目標の達成状況、各種統計調査や「鹿児島の男女の意識に関する調査」の結果等を踏まえて、同計画の進捗状況について中間評価が行われました。

### ④「第2次鹿児島県男女共同参画基本計画」の策定

これまでの施策の成果と課題を踏まえ、男女共同参画社会づくりを一層推進していくため、今後の5年間の計画期間とする「第2次鹿児島県男女共同参画基本計画」が平成25年3月に策定されました。

**\*積極的改善措置（ポジティブ・アクション）**

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。（男女共同参画社会基本法第2条第2号参照）（国の第3次男女共同参画基本計画）

**\*ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）**

誰もが、仕事、家庭生活、地域活動、個人の自己啓発など、様々な活動を、人生の段階に応じて自分の希望するバランスで実現できる状態のこと

**\*新しい公共**

従来は官が独占してきた領域を「公（おおやけ）に開いたり、官だけでは実施できなかった領域を官民協働で担ったりするなど、市民、NPO、企業等が公的な財やサービスの提供に関わっていくという考え方。

## 第3章 計画の内容

### 目標別施策の方向と概要

#### 目標1 男女共同参画社会の形成を阻害する社会制度・慣行の見直し、意識の改革

##### 現状と課題

社会の制度や慣行は、それぞれの目的や経緯を持って形成されてきたものではありませんが、その中には、男女共同参画の視点から見た場合、明示的に性別による区分を設けていなくても、男女の置かれている立場の違いなどを反映して、結果的に男女に中立に機能しないことにより、個人の生き方を制約したり、個性や能力の発揮を妨げ、本来尊重されるべき性別にかかわらず多様な生き方の選択を阻害し、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となっているものがあります。

このような制度や慣行は、多くが固定的な性別役割分担に基づき形成されており、暮らしの隅々に関わっていることから、人々の意識に大きな影響を及ぼしています。

平成25年に実施した町民意識調査によると、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という固定的性別役割分担意識は依然として根強く、女性より男性の方が、若い世代より高齢世代の方が、その傾向が強くなっています。その一方、社会通念、慣習・しきたりなどで、多くの方が、男性の方が優遇されていると感じており、依然として男女の地位の不平等感が存在します。

このようなことから、町民生活を支える町の施策や人々の活動の場である家庭・職場、学校、地域等における慣行について、固定的性別役割分担意識を助長したり、性別により機会の不平等をもたらすものではないか等を点検し、見直しを進める必要があります。

また、男女共同参画の視点から見直されるべき社会制度や慣行の見直しに向けた主体的な行動が町民の中で広がるよう、男女共同参画社会の形成に必要な知識の普及を図るため、積極的な広報・啓発を推進する必要があります。

##### 施策の方向と概要

#### 1 男女共同参画の視点に立った制度や慣行の見直し

家庭、職場、学校、地域等における社会制度や慣行のうち、男女の社会における活動の選択に中立的でない影響を及ぼすものについて、見直しを促進します。

また、性別による差別的な取扱いや性別に起因する人権侵害等により男女共同参画社会の形成を阻害するおそれのある施策については、迅速かつ適切な見直しを行います。

### **(1) 男女共同参画の推進に関する施策の総合的・計画的実施**

町が実施する男女共同参画の推進に関する施策について、毎年度、男女共同参画の視点を踏まえた進行管理を行い、必要に応じた見直しを行います。

### **(2) 町民の意見を反映させた男女共同参画関連施策の策定・実施**

町が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策については、町民や民間団体からの申出制度の活用等により町民の意見を反映します。

### **(3) 社会的性別に配慮した相談体制**

社会的性別に起因する町民の様々な問題や悩みに対応するため、県のあらゆる分野の相談窓口の活用と町の相談窓口においても、男女共同参画の視点を踏まえた相談体制の充実を図ります。

その場合、男性が抱える固定的性別役割分担意識等社会的性別に起因する問題や悩みにも対応できるようにします。

## **2 広報・啓発活動を通じた男女共同参画についての理解促進**

男女共同参画社会の形成を阻害する固定的性別役割分担意識を解消し、男女共同参画に関する理解を深め、定着させるため、性別にかかわらずあらゆる年齢層に対して、様々な機会を通じて、広報・啓発活動を展開します。

その場合、特に、男性に対する積極的な働きかけを行い、男女共同参画社会は、多様な生き方を尊重し、男性にとっても暮らしやすい社会であることの理解を促進するとともに、地域や家庭への男性の主体的な参画を促進します。

### **(1) 広報活動を通じた男女共同参画に関する普及・啓発**

「広報ちな」をはじめ、知名町ホームページ等の広報媒体を活用し、男女共同参画社会形成のための普及啓発活動を展開します。

### **(2) 男女共同参画の理解を深めるための普及・啓発と情報提供**

「男女共同参画週間」や「女性に対する暴力をなくす運動」、「人権週間」等の様々な機会を捉え、男女共同参画の理解を深める普及啓発活動を展開するとともに、関連する情報を積極的に提供します。

また、それらの効果的な手法・手段の工夫を行います。

### **(3) 町職員の男女共同参画に関する理解促進**

町民生活に係る施策の策定・実施を担う町職員の男女共同参画意識は、それらの施策を通して本町における男女共同参画社会の形成に直接影響を及ぼすことから、全ての町職員が男女共同参画について正しく理解するために研

修を実施します。

### **3 男女共同参画に関する調査研究、情報収集・提供の充実**

男女共同参画社会の形成を促進するために、本町が施策を策定したり、町民が活動を展開する上で役立つ情報等を収集し、町の施策に反映させるとともに、町民に積極的に提供します。

目標 1 男女共同参画社会の形成を阻害する社会制度・慣行の見直し、意識の改革

施策の方向及び概要	具体的施策	所管課
<b>1 男女共同参画の視点に立った制度や慣行の見直し</b>		
①男女共同参画の推進に関する施策の総合的・計画的実施	男女共同参画社会の形成に配慮した施策の策定・実施	総務課
	男女共同参画基本計画に基づく施策の進行管理	総務課
②町民の意見を反映させた男女共同参画関連施策の策定・実施	男女共同参画に関する町の施策に対する町民の申出への対応	総務課
③社会的性別(ジェンダー)に配慮した相談体制の充実	性別に起因する問題や悩みを抱える町民からの相談への対応	保健福祉課
<b>2 広報・啓発活動を通じた男女共同参画についての理解促進</b>		
①広報活動を通じた男女共同参画に関する普及・啓発	町政広報媒体を活用した男女共同参画の普及・啓発	企画振興課
②男女共同参画の理解を深めるための普及・啓発と情報提供	「男女共同参画週間」を中心とした普及・啓発	総務課
	人権に対する正しい理解促進のための普及・啓発	総務課
③町職員の男女共同参画に関する理解促進	職員研修の実施	総務課

## 目標2 男女共同参画を正しく理解し、社会のあらゆる分野において推進する教育・学習の充実

### 現状と課題

男女共同参画社会の形成を促進するための基礎となるのが、教育・学習です。平成25年の町民意識調査においても、「男女共同参画社会を形成していくために町が力をいれるべきこと」として、約半数の人が、「子どもの頃からの男女平等等についての学習の充実」をあげ、「学校や家庭での男女の人権に係わる啓発の推進」や「生涯学習の場における男女平等等の学習の充実」をあげた人も多くなっています。

なお、この調査では、「社会通念・慣習・しきたりなど」で約6割、「家庭」「職場」「地域社会」で約5割近くの人が、男女の地位に不平等を感じている一方、「男性は仕事、女性は家庭」という考え方を半数の人が肯定的に捉え、依然として固定的性別役割分担意識が根強いことを示す結果が出ています。

この調査結果は、性別による不平等の背景に固定的性別役割分担意識があり、男女共同参画社会の形成を阻害する要因になっているという認識が、十分に浸透していない本町の現状を明らかにしています。

このようなことから、学校、家庭、地域、職場等が相互に連携し、固定的性別役割分担意識を解消し、人権尊重を基盤にした男女平等意識の形成と男女共同参画についての理解の深化を図るための教育・学習に取り組み、その理解を社会全体に広げる必要があります。

特に、これまで当事者意識を持って主体的に男女共同参画についての学習に参加する機会が少なかった男性や子ども、若年層を対象にした積極的な取組が必要です。

中でも、子どもたちを対象とした学校教育や家庭教育におけるこれらの取組は、子どもたちの自己肯定感や自己尊重感を育むとともに、将来を見据えた自己形成につながることから、男女共同参画の視点に立った総合的なキャリア教育と併せて進めていくことが重要です。

また、男女が主体的に多様な生き方や働き方を選択できるように、ライフスタイルに応じたきめ細やかな支援を行うとともに、これまで性別による社会的制約等により男性に比べて能力を生かす機会が少なかった女性のエンパワメント\*を促進する必要があります。

### 施策の方向と概要

#### 1 学校等における人権尊重と男女平等を推進する教育の充実

教育に携わる人の男女共同参画意識は、子どもたちをはじめ教育を受けている人のその意識に大きな影響を及ぼすことから、教育関係者を対象に男女共同参画を正しく理解し、教育現場で男女共同参画の視点に立った教育を推進するための研修等を実施します。

また、一人ひとりが、人権尊重と男女平等の理念を理解し、自ら人権の主体と

して自尊感情を持って、その理念が実践できるよう、教育・学習の一層の充実を図ります。

## 2 家庭や地域における男女共同参画の理解促進

地域や家庭において、固定的性別役割分担意識を解消し、人権尊重を基盤にした男女平等感の形成を図り、多様な生き方を可能にするため、教育・学習の推進を図ります。

また、人権への意識の芽生えを育む家庭教育の重要性を考慮し、子どもと大人が共に男女共同参画意識の醸成を図れるよう、多様な学びの場づくりを進めます。

## 3 多様な選択を可能にする教育及び能力開発・学習機会の充実

固定的性別役割分担意識にとらわれず、男女ともに、自らの個性と能力を發揮して主体的な生き方を選択できるよう、男女共同参画の視点に立った生涯学習・能力開発を推進します。

特に、女性は、妊娠、出産、育児、介護等のライフイベントに左右されて、主体的に長期的な人生設計を描きにくいことから、その多様化した学習需要に応え、エンパワメントに寄与するため、生涯にわたって学習することができ、社会参画してその成果を適切に生かすことができる機会の提供や施策の充実を図ります。

### (1) 男女共同参画の視点に立った教育の推進と進路・就職指導の充実

男女共同参画の視点に立った子どもの頃からの教育を推進します。

その際、社会・経済・雇用などの基本的な仕組みや労働者としての権利・義務、仕事と生活の調和の重要性について、理解の促進を図ります。

また、児童生徒一人ひとりが自らの生き方を考え、性別にとらわれることなく、主体的に進路や職業を選択する能力・態度を身に付けるよう、進路指導や職場体験・インターンシップなどの体験活動を推進します。

### (2) 生涯にわたる学習機会の充実と能力開発の促進

男女が人生のそれぞれの段階で多様な生き方を選択できるよう、時代に即応した様々な生涯学習の機会を提供します。

また、女性が長期的な視点で自らのライフプランニングを行い、能力を發揮できるよう、学習機会の提供を促進します。

#### \*エンパワメント

誰もが生まれながらに持っている本来の個性や力を十分發揮できるよう社会の在り方を変えることを前提として、社会的制約や様々な抑圧によって發揮されていなかった自分の力への信頼と尊厳を回復すること  
一方、「エンパワメント」は、よりよい社会へと変えていく力、責任を持った主体として社会を築いていく力

を身につけること

**\* 固定的性別役割分担意識**

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと（国の第3次男女共同参画基本計画）

目標2 男女共同参画を正しく理解し、社会のあらゆる分野において推進する教育  
 ・学習の充実

施策の方向及び概要	具体的施策	所管課
1 家庭や地域における男女共同参画の理解促進		
①男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進と相談体制の充実	家庭教育関係者の男女共同参画の理解促進と家庭教育に係る相談の充実	生涯学習課
	保護者等に対する男女共同参画の理解促進のための学習機会の提供	生涯学習課

## 目標3 生涯を通じた男女の健康の保持・増進

### 現状と課題

男女共同参画社会の形成に当たっては、心身の健康に関する取組は重要です。男女がそれぞれの性に関わる身体的特徴に理解を深め、心身及びその健康についての正しい知識と情報を入手することにより、主体的に行動し、健康を享受できるよう支援することが必要です。その際、女性は、妊娠や出産の可能性もあるなど、生涯を通じて男女は異なる健康上の問題に直面することについて、十分な配慮が必要です。

しかしながら、若年層を中心とした望まない妊娠や性感染症の実態の背景には、性に関する正しい知識や情報の不足のほか、女性による性についての主体的な判断と行動を阻む社会的性別（ジェンダー\*）があり、それに起因する性的暴力の要因となっているともあります。

そのため、女性が健康な生活を営むことができるよう、女性の生涯を通じた健康を支援するための総合的な取組が必要です。

この背景には、職場での長時間労働、家庭で経済的責任を負っている男性の姿があり、男性自身が「男性としてのあるべき姿」に縛られ、悩みや問題を一人で抱え込み、精神的に孤立している状況があります。このため、男女共同参画の視点を踏まえ、自殺予防も視野に入れた心身の健康支援や中高年男性への意識啓発活動を進める必要があります。

### 施策の方向と概要

#### 1 生涯を通じた男女の健康支援

一人ひとりが、生涯を通じて、その健康状態に応じて適切に自己管理を行うために、心身及びその健康についての正しい知識を普及し、相談体制、健（検）診体制を充実させるとともに、性別に配慮した医療や健康支援を推進します。

その場合、女性については、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等人生の各段階に応じた適切な健康の保持・増進を支援します。

また、男性は女性に比べて肥満、喫煙、飲酒等の健康指標が悪く、長時間労働者が多い状況等を踏まえ、「仕事と生活の調和」（ワーク・ライフ・バランス\*）に関する広報・啓発活動を含め、男性の生涯を通じた健康づくりを支援する取組を推進します。

#### (1) 心身及びその健康についての正しい知識の普及と情報提供

男女が生涯を通じて、その健康状態に応じて適切に自己管理を行うことができるよう、健康づくりに関する情報を提供します。

特に、女性は妊娠や出産をする可能性もあり、生涯を通じて男性とは異なる健康上の問題に直面することについて、男性を含め広く社会全体の認識を高め、積極的な問題対応の取組が行われるよう気運の醸成を図ります。

## (2) 男女の身体的違いやニーズを踏まえた健康づくりの支援

男女の身体的違いに配慮するとともに、男性は女性よりも肥満者や喫煙・飲酒する人の割合が高かったり、自身が思う男性としてのあるべき姿に縛られて悩みや問題を一人で抱え込み、精神面で孤立しやすいことなどの男女の生活習慣や意識、就労・生活環境の違いも踏まえ、生活習慣病の予防・改善やメンタルヘルスケアの普及啓発を図ります。

## (3) 性別や男女のニーズに応じた医療、健(検)診及び相談の環境整備

性別に応じた的確な医療や健康支援を受けられるよう普及啓発を図ります。

また、女性特有のがんである乳がんや子宮がんの早期発見・予防のための普及啓発や、がん検診受診率の向上に取り組むとともに、女性が受診及び相談しやすい環境の拡充に取り組みます。

特定健康診査・特定保健指導については、健診結果に関する男女別の評価を行うことにより、きめ細かな施策の推進を図ります。

## (4) 食育の推進

食生活やこれを取り巻く環境が急激に変化する中で、栄養の偏りや食習慣の乱れがみられ、健康への影響が懸念されていることから、性別にかかわらず誰もが、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践する能力を育むため、食育に関する施策を推進します。

その際、若い女性のやせすぎや貧血、中高年の肥満の予防、男性の家事や健康管理の能力向上にも配慮します。

## 2 妊娠・出産等に関する健康支援と性に関する正しい理解の促進

女性がどの地域においても安心・安全に妊娠・出産ができるために、医療体制の整備の充実を図ります。

また、妊娠・出産等性と生殖に係る相談や教育に携わる医療・教育関係者等は、男女共同参画の正しい理解のもと、性と生殖に関する健康と権利の重要性について、町民への理解の浸透に取り組めます。

特に、学校においては、男女共同参画の視点を踏まえ、望まない妊娠を防ぐという観点からも、子どもたちが性について正しく理解し適切な行動を取ることができるよう、家庭・地域と連携し、発達段階に応じた性教育を実施します。

その際、性に関する商業的な情報や不正確な情報にまどわされないよう、情報を主体的に読み解くための教育や、性的暴力を防止し男女の対等な関係を築くための人権教育を併せて行います。

## (1) 妊娠・出産期における健康管理の充実

町は、妊婦等に対して早期の妊娠届出を促すことなどにより、妊娠・出産期

の健康管理の充実を図ります。

## **(2) 不妊治療に関する支援の充実**

高額な医療費がかかる不妊治療（体外受精、顕微授精）については、経済的負担の軽減を図るため、それに要する費用に対する助成を行います。また、不妊治療に通う夫婦の旅費についても助成を行います。

## **(3) 性に関する正しい知識の普及**

子どもたちが、性に関して正しい知識を身に付け、適切な行動を取ることができるとともに、自己を含め一人ひとりの生命と人権を尊重し、相手を思いやり、対等で良好な人間関係を築いていくことができるよう、学校が、家庭や地域と連携し、学校教育活動全体を通じて人権と男女共同参画の視点に立った性教育に取り組みます。

## **3 性感染症、薬物乱用、喫煙・飲酒対策の推進**

性感染症は、誰もが感染する可能性があることから、若年男女を中心に、予防から治療までの総合的な対策を推進します。

また、薬物乱用は本人の心身の健康をむしばむのみならず、家庭崩壊や犯罪の原因になりかねない行為であります。

さらに、喫煙や飲酒の健康への影響について情報提供に努めるとともに、受動喫煙防止対策を推進します。

### **(1) 性感染症の予防から治療までの総合的対策の推進**

性感染症の予防に関する正しい知識を身に付け、適切な行動ができるよう、学校における教育や地域における啓発活動を推進します。

### **(2) 薬物乱用防止対策の推進**

薬物乱用を許さない社会環境を形成するため、薬物乱用の影響に関する正しい知識を広く町民に普及するとともに、学校における薬物乱用防止教育の充実を図ります。

### **(3) 喫煙・飲酒対策の推進**

喫煙、飲酒について、その健康被害に関する正確な情報の提供を行います。未成年者の喫煙、飲酒については、家庭、学校、地域が一体となってその予防に取り組みます。

また、職場や公共の場所における受動喫煙防止対策の普及促進を図ります。

#### 4 女性の医療関係者が能力を発揮しやすい環境の整備

女性の生涯を通じた健康支援のニーズに対応するために、医療体制の充実とともに、医療分野における女性の参画を拡大することが必要です。そのため、医療関係者が仕事と生活の調和を確保できる環境を整備し、女性の看護師等が働き続けられ、能力を発揮できるよう、就業継続や再就業を支援します。

##### (1) 医療分野における女性の就業継続・再就業の支援

医療関係者の就業継続や再就業を促進するため、保育所の充実や求人情報及び研修機会の提供による離職後の復帰支援を推進し、女性の看護師等医療関係者が能力を発揮しやすい環境を整備します。

##### (2) 医療関係者の仕事と生活の両立支援

育児中の医療関係者のニーズにきめ細かく対応できるよう、病院内保育所や事業所内託児施設への助成制度を充実するなど、仕事と生活の両立支援に関する取組を促進します。

#### 5 健康づくりのための生涯にわたるスポーツ活動の推進

生涯を通じて心身ともに健康で活力ある生活を送るため、性別、年齢、障害の有無等にかかわらず全ての人ができる環境整備を行います。スポーツ活動における女性の参画拡大を図ります。

##### (1) 男女を問わずスポーツに親しむことができる環境整備

地域において、男女を問わずスポーツに親しむことができる環境を整備します。

##### (2) スポーツ活動における女性の参画の拡大

地域の実態や住民のニーズに応じたスポーツに関する指導ができる女性の人材の養成・活用を支援します。

#### \*ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー）という。

### 目標3 生涯を通じた男女の健康の保持・増進

施策の方向及び概要	具体的施策	所管課
<b>1 生涯を通じた男女の健康支援</b>		
①心身及びその健康についての正しい知識の普及と情報提供	健康に関する情報提供や健康相談等の実施	保健福祉課
	思春期から更年期にいたる女性に対し、女性の健康に関する相談援助体制の整備	保健福祉課
②男女の身体的違いやニーズを踏まえた健康づくりの支援	健康づくりを支援する社会環境の整備	保健福祉課
	生活習慣病の予防・改善の取組	保健福祉課
	こころの健康づくりに関する普及・啓発、相談対応	保健福祉課
	自殺防止のための総合的な取組	保健福祉課
③性別や男女のニーズに応じた医療、健(検)診及び相談の環境整備	女性が受診、相談しやすい医療機関等	保健福祉課
	がん検診の普及啓発と検診受診率向上の取組	保健福祉課
④食育の推進	地域や学校等における食育の推進	農林課 学校教育課
<b>2 妊娠・出産等に関する健康支援と性に関する正しい理解の促進</b>		
①妊娠・出産期における健康管理の充実	妊婦検診の適正な受診と早期の妊娠届出の勧奨	保健福祉課
	妊娠・出産期における女性の健康管理の充実	保健福祉課
	早産及び低体重児出産予防のための取組	保健福祉課
	妊娠中・出産後の女性に対する協力施設における女性の利便性の確保	保健福祉課

施策の方向及び概要	具体的施策	所管課
②不妊治療に関する支援の充実	不妊治療に要する費用の助成	保健福祉課
	不妊治療に要する情報提供と相談体制の充実	保健福祉課
③性に関する正しい知識の普及	保健センターによる学校における健康教室等の実施	保健福祉課
	学校教育活動全体を通じた性に関する指導の実施	学校教育課
<b>3 性感染症、薬物乱用、喫煙、飲酒対策の推進</b>		
①性感染症の予防から治療まで総合的対策の推進	エイズの予防に関する啓発	保健福祉課
	エイズの相談、検査、医療体制の充実	保健福祉課
	学校における性感染症に関する教育の推進	学校教育課
②薬物乱用防止対策の推進	薬物乱用防止のための正しい知識の普及と相談の実施	保健福祉課
③喫煙・飲酒対策の推進	禁煙・受動喫煙防止対策の取組	保健福祉課
	喫煙・飲酒が健康に及ぼす影響に関する情報提供	保健福祉課
	学校における喫煙・飲酒予防のための正しい知識の普及	保健福祉課
<b>4 健康づくりのための生涯にわたるスポーツ活動の推進</b>		
①男女を問わずスポーツに親しむことができる環境整備	地域における生涯スポーツ環境の整備	生涯学習課
②スポーツ活動における女性の参画の拡大	女性のスポーツ指導者の養成・活用	生涯学習課

## 目標4 男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶

### 現状と課題

すべての人には、安心、安全に暮らし、自分の生き方を自分で選び取り、人生を豊かに生きる権利がありますが、その基本的な人権を侵害するものとして、様々な暴力があります。

そのうち、配偶者等からの暴力やストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪等の暴力の被害者の多くは女性です。

その背景には、女性に対する差別や偏見があり、これらの暴力の根絶は、男女共同参画社会を形成する上での喫緊の課題です。

そのため、「配偶者暴力防止法」や「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（以下「男女雇用機会均等法」という。）におけるセクシュアル・ハラスメント防止規定、その他法制度に基づき、社会的な取組が進められてきたところです。

しかしながら、暴力は依然として存在し、命に関わる重大事件も発生しており、被害者は、心身ともに大きなダメージを受け、それによって、就業その他社会活動に困難を抱えています。

平成25年に実施した町民意識調査によると、配偶者等から身体的、精神的等の暴力のいずれかを受けたことがある女性は、深刻化が懸念されるところです。また、配偶者や交際相手等からの暴力を受けた経験のある女性は、「どこ（だれ）にも相談しなかった（できなかった）」と回答しており、暴力が潜在化しやすい傾向にあります。

なお、性暴力など被害者が男性の場合もありますが、社会的理解や対応が不十分なことから、問題が潜在化・深刻化する傾向にあります。

こうしたことから、暴力の背景や構造について正しい理解を広め、啓発活動等を実施し、暴力を許さない意識の醸成を図るとともに、相談員の人材育成等相談体制の充実をはじめ被害者が相談しやすい環境づくりを進め、被害の潜在化を防止する必要があります。

また、関係機関・団体との連携を強化し、被害者の立場に立った迅速かつ適切な対応に努め、総合的で切れ目のない被害者支援を行う必要があります。

### 施策の方向と概要

#### 1 暴力の根絶に向けた社会基盤づくり

暴力は、決して許されるものではないことから、暴力を生み出す社会構造や人々の意識に働きかけ、暴力を許さない社会を実現するため、地域、職場、学校、家庭など社会のあらゆる分野において、人権意識や男女平等意識を高める教育や啓発に取り組めます。

暴力の形態に応じた防止策や被害者支援などの取組を総合的に推進します。

### (1) 暴力を容認しない意識の醸成と環境づくり

関係機関・団体と協働して広報・啓発活動を実施し、暴力は許さないという意識の醸成を図ります。

また、暴力の予防・防止の観点から、安全に関する情報を提供し、地域に密着した防犯活動を促進します。

### (2) 子どもや若年層の間で起きる暴力を予防する啓発の推進

子どもたちに対して、暴力は許さないという意識を持ち、一人ひとりの人権を尊重した対等な人間関係を築くための情報を提供します。

また、交際相手からの暴力を予防・防止するため、民間団体と協働して、学校関係者や生徒、保護者等を対象にした研修会の開催などに取り組みます。

### (3) 暴力被害者の総合的支援体制の整備

暴力の形態に応じた被害者の相談対応の充実や、支援に向けた関係機関や民間団体との連携・協力体制の強化を図ります。

また、被害者を支援する機関や制度等に関する情報が必要な被害者に届くように、情報の提供の充実に努めます。

## 2 配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援の推進

配偶者等からの暴力に対する社会の認識は、平成13年の「配偶者暴力防止法」の制定以降高まったとはいえ、未だ十分ではなく、周囲や相談窓口における心無い言葉により被害者が更に傷つけられてしまうこと（二次被害）もあります。このため、被害者の人権擁護の視点に立ち、配偶者等からの暴力についての正しい理解を社会に浸透させるための啓発活動や暴力の防止に取り組みます。

知名町配偶者暴力相談支援センターを中心に幅広い分野にわたる関係機関等が連携して、被害者の状況に応じた総合的な支援策を推進するために、配偶者暴力防止法第2条の3第3項に基づき「知名町配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」（以下「知名町DV対策基本計画」という。）を「知名町男女共同参画基本計画」に包含する形で策定します。

### (1) 総合的施策の推進と関係機関・団体等との連携・協力体制の充実

「知名町DV対策基本計画」に基づいて、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に総合的に取り組み、町の実情に応じた配偶者等からの暴力対策が積極的に行われるよう、庁内連絡体制の整備等に取り組みます。

### (2) 被害者の早期発見のための環境づくり

地域において、日常生活でかかわりを持つ人々の間で、被害者を早期に発見し、適切な支援に結びつけていくことができるよう、配偶者等からの暴力の現

状や特性、被害者保護の制度についての研修会の開催や情報提供等を行います。

### **(3) 被害者の安全の確保**

身の安全を確保するため保護する必要がある被害者については、関係機関が連携協力して一時施設への入所等の適切な保護に結びつけます。

また、被害者の保護を行う関係機関においては、被害者が安心して心身の回復を図ることができるよう、サポート体制や加害者の追跡を想定した警備体制の充実を図ります。

併せて、被害者の関係者や支援者の安全確保にも努めます。

### **(4) 被害者の心身の健康回復と自立の支援**

被害者が心身の健康を回復するため、医療関係者や心理専門職と配偶者暴力相談支援センター等が連携して、専門的ケアを行うほか、講座や自助グループを活用し、被害者自身が被害経験を乗り越える力をつけ、あるいはその力を回復することを支援します。

また、被害者の自立した生活を促進するための就業、住宅の確保、保護命令制度や支援制度の利用等を支援します。

### **(5) 相談員等の養成による相談体制の充実**

相談機関等において、被害者の二次被害を防止し、適切な相談対応が行われるよう、研修会を実施し、配偶者等からの暴力に対する深い理解と専門的な対応技術を身につけた相談員等を養成します。

### **(6) 家庭内の暴力により心理的外傷を受けた子どもへの支援**

子どもが育つ家庭環境に配偶者に対する暴力が存在することは、児童虐待に当たり、子どもの成長に深刻な影響を及ぼします。学校（幼稚園を含む。）、保育所、保健・医療機関、福祉事務所の職務関係者や周囲の様々な立場の人は、その環境にある子どもを早期に発見し、配偶者暴力相談支援センターや児童相談所によるケアにつなぐとともに、それら関係機関が連携し、被害を受けている親子の安全確保や心身の回復等を支援します。

### **(7) 交際相手からの暴力への対応**

交際相手からの暴力の被害者を発見しやすい立場にある保健医療関係者等を対象に、交際相手からの暴力に関する理解を深め、若年層が相談しやすい環境づくりと相談対応の充実を図るための研修等を実施し、被害者の早期発見と安全確保を含めた適切なケアを行います。

#### (8) ストーカー行為等への厳正な対処等

「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（ストーカー規制法）に規定するストーカーの被害者に対して、同法に基づく援助や各種被害防止策を実施します。また、関係機関が連携を強化して、被害者を支援します。

### 3 性犯罪への対策の推進

性犯罪は、被害者の尊厳を深く傷つけ、心身に大きなダメージを与える断じて許されない行為です。関係法令に基づき適切に対処するとともに、被害者の心情に配慮した適切な対応を推進します。

#### (1) 性犯罪への適切な対処と性犯罪防止のための環境づくり

性犯罪については、適切に対処するとともに、被害者が安心して被害を届け出ることができる環境を整備します。

また、売買春等に関する関係法規の周知、性に関する情報の氾濫や性を売り物とする営業などにおける不法なケースや卑猥な広告等の取締り・排除活動を推進し、性犯罪を防止します。

#### (2) 被害者への支援・配慮

警察において、被害者の心情に配慮した事情聴取や情報提供、病院への付き添い等の支援を行います。その際は、被害女性には女性の職員が対応するなど配慮するほか、産婦人科医師や関係機関との連携により被害者の負担の軽減を図ります。

また、被害者の対応に当たる職務関係者に対し、適切な対応を確保するための研修等を実施します。

### 4 子どもに対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進

子どもに対する性的な暴力（性的虐待を含む。）は、その尊厳を踏みにじる犯罪であり、子どもに深刻な身体的苦痛や被害をもたらすとともに、精神的にも深刻な影響を与え、その後の成長発達に大きな傷跡を残すなど、本人、その家族をはじめとした関係者に重大な影響を及ぼします。また、問題が潜在化しやすい傾向があります。

その防止について、広く啓発するとともに、被害を受けている子どもの早期発見と適切な支援を行うため、児童相談所、保健・医療機関、学校、民間団体等が連携・協力を図ります。

#### (1) 被害を受けた子どもの早期発見・相談・支援

性的な暴力の被害、特に身近な者からの被害については潜在化・深刻化しやすいことから、学校や保健センターなど子どもに直接接する業務を行う施設に

において、子どもが相談しやすい環境を整備し、性的な暴力の兆候を把握して、早期発見に努め、心身に被害を受けた子どものプライバシーに十分配慮して、関係機関と連携した適切な支援を行います。

## **(2) 児童ポルノ対策の推進**

児童ポルノは、児童への性的暴力を伴うばかりでなく、インターネット上に画像が流出することにより、児童を性の対象とする風潮を助長する大きな要因となっています。

児童の権利を守るため、警察関係機関により児童ポルノの製造や販売、インターネット上への掲載といった事犯の取締りを推進し、児童ポルノの根絶に努めます。

## **5 セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進**

セクシュアル・ハラスメントは個人的問題として矮小化され、潜在化する傾向にあります。職場や学校、地域等における男女の上下関係や力関係など男女が置かれている状況を背景とした社会の構造的問題であるという理解を広め、その防止対策や被害者支援などの取組を総合的に推進します。

### **(1) 雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の促進**

職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止が盛り込まれた男女雇用機会均等法及び同法に基づいて定められた事業主が雇用管理上講ずべき措置の周知を図り、相談体制の充実を図ります。

### **(2) 学校の間におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の推進**

学校現場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策については、文部科学省「セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程」に基づき、管理職等を対象とした研修の実施や苦情処理体制の整備など防止の取組を推進します。

### **(3) 社会におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の推進**

医療機関や介護施設、地域などにおいても、セクシュアル・ハラスメントに対しての解消に向けた啓発を進めます。

## 目標4 男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶

施策の方向及び概要	具体的施策	所管課
<b>1 暴力の根絶に向けた社会基盤づくり</b>		
①暴力を容認しない意識の醸成と環境づくり	「女性に対する暴力をなくす運動」を中心とした広報・啓発	保健福祉課
	子どもに対する暴力の根絶に向けた広報・啓発	保健福祉課
	有害環境浄化活動の強化による少年非行・犯罪被害防止対策の推進	学校教育課
	安全確保や犯罪防止を図るための情報提供	保健福祉課
②子どもや若年層の間で起きる暴力を予防する啓発の推進	子どもや若年層への暴力予防啓発の取組	保健福祉課
	暴力を許さない人権教育の推進	保健福祉課 学校教育課
③暴力被害者の総合的支援体制の整備	犯罪被害者に対する相談対、カウンセリング、経済的支援	保健福祉課
<b>2 配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援の推進</b>		
①総合的施策の推進と関係機関・団体等との連携・協力体制の充実	「知名町DV対策基本計画」に基づく総合的な施策の推進	保健福祉課
②被害者の早期発見のための環境づくり	地域における配偶者等からの暴力についての啓発や情報提供	保健福祉課
	民生委員・児童委員、人権擁護委員、育児・介護サービス提供者による早期発見・対応	保健福祉課
	保健・医療機関、学校（幼稚園を含む。）保育所等における早期発見・対応	学校教育課 保健福祉課
	配偶者暴力防止法に基づく通報及び児童虐待防止法に基づく通告制度の広報	学校教育課 保健福祉課

施策の方向と及び概要	具体的施策	所管課
③被害者の安全の確保	被害者の保護及び再発防止	保健福祉課
	一時保護所等における保護の実施	保健福祉課
	配偶者暴力支援センター及び警察における被害者に対する保護命令制度等安全確保のための各種制度の情報提供と利用支援	保健福祉課
④被害者の心身の健康回復と自立の支援	知名町配偶者暴力相談支援センターにおける相談対応、情報提供及び助言等による自立支援（就業促進、住宅確保、各種支援措置制度の活用、子どもの就学等）	保健福祉課
	就職時及び住宅等賃貸時の身元保証	保健福祉課
⑤相談員等の養成による相談体制の充実	配偶者暴力相談支援センターや町、民間団体の支援関係者を対象とした研修の実施	保健福祉課
⑥家庭内の暴力のより心理的外傷を受けた子どもへの支援	配偶者暴力相談支援センターにおける相談対応	保健福祉課
	学校における子どもに対する対応	学校教育課
⑦交際相手からの暴力への対応	配偶者暴力相談支援センターにおける相談対応	保健福祉課
	教職員等に対する研修の実施	保健福祉課
	同世代の相談を受けるピアサポーターの養成及びピアカウンセリングの実施	保健福祉課
<b>3 性犯罪への対策の推進</b>		
①性犯罪への適切な対処と性犯罪防止のための環境づくり	性犯罪の滞在化防止に向けた広報と安心して届出のできる環境づくり	保健福祉課
	性犯罪防止の広報・啓発	保健福祉課
②被害者への支援・配慮	関係機関等における被害者の支援体制の整備の促進	保健福祉課

施策の方向及び概要	具体的施策	所管課
<b>4 子どもに対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進</b>		
①被害を受けた子どもの早期 発見・相談・支援	関係機関の連携等による虐待の早期発見と早期対応の体 力づくり	保健福祉課
	被害を受けた子どもの相談・支援等	保健福祉課
	防犯・安全対策の強化	保健福祉課
②児童ポルノ対策の推進	児童ポルノ事案の被害防止対策の推進	保健福祉課
<b>5 セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進</b>		
①雇用の場におけるセクシュ アル・ハラスメント防止対 策の促進	労働条件実態調査による企業のセクシュアル・ハラスメ ント対策取組状況の把握・公表	企画振興課
	職員を対象としたセクシュアル・ハラスメント防止研修 の実施と相談体制の整備	総務課

## 目標5 生活上の困難や課題に直面する人々が安心して暮らせる環境の整備

### 現状と課題

単身世帯やひとり親世帯の増加等に伴う家族形態の多様化、非正規労働者の増加など雇用・就業構造の変化、経済社会の急速なグローバル化などが進行する中で、幅広い層で貧困など生活上の困難を抱える人の増加が見られます。

特に、ひとり親家庭や障害のある人、高齢者、女性は、厳しい生活環境や雇用環境に置かれやすい状況にあります。

女性は、出産・育児等により就業を中断する人や非正規雇用者が多いこと、賃金等の男女格差があること、配偶者等からの暴力やセクシュアル・ハラスメントの被害により社会生活に支障をきたすことなどで、男性に比べて貧困など生活上の困難に陥りやすくなっています。

さらに、障害のある女性や外国人の女性などは、女性であることで複合的に困難な状況に置かれている場合が少なくありません。

また、若年層においても、社会的孤立化や未就労・非正規雇用による貧困の問題が深刻化しており、この要因として、経済の低迷により女性にとって厳しい雇用環境が男性にも拡大したことや、固定的性別役割分担意識などもあげられます。

一方、男性の単身世帯や父子世帯、介護中の男性の中には、地域からの孤立化等の問題を抱えている人がいますが、その背景には、固定的性別役割分担意識に基づく男性の家庭や地域との関わり方や仕事優先の働き方があります。

また、性的指向や性同一性障害など性別に関する偏見や固定観念等により、困難な状況に置かれ、人権を侵害されている状況にある人々がいます。

そのため、一人ひとりが、自信と誇りと喜びを持って自立した生活を送ることができるよう、人権を尊重し、多様な家族形態やライフスタイルを認め合う意識の醸成や固定的性別役割分担意識の解消が必要です。

併せて、就労の場における均等な機会と公正な待遇の確保、仕事と生活の調和の推進、正規雇用と非正規雇用間の格差是正等非正規雇用の雇用環境の整備、自立した生活を送るための支援等に取り組む必要があります。

なお、災害が発生すると、平時の固定的性別役割分担意識が強化され、男女で異なるニーズや状況が配慮されないことなどが、被災者をさらに困難な状況に追い込み、その回復や町の復興を遅らせることがあります。

そのため、男性中心の防災分野に女性の参画を拡大するとともに、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立するよう取り組む必要があります。

このように、様々な困難な状況に直面している人々が、安心して暮らせるようになるためには、社会のあらゆる分野における男女共同参画の視点を踏まえた取組の推進が不可欠です。

## 施策の方向と概要

### 1 ひとり親家庭等への支援

ひとり親家庭は、経済、子どもの教育、健康面などで不安が大きく、仕事と家庭の両立が難しいことなどから、個々の状況に応じた子育て、生活、就業、経済面等の総合的な支援を展開します。

特に、若年や未婚その他の理由により妊娠、出産、子育てにおいて困難な状況を抱えた女性や地域で孤立しがちな父子家庭については、その実態やニーズを把握し、子育てや生活等について必要な支援を講じます。

#### (1) ひとり親家庭等への経済的支援

ひとり親家庭に対する児童扶養手当の支給、医療費の助成、母子家庭に対する母子寡婦福祉貸付金の貸付けなどの経済的な支援を実施します。

#### (2) ひとり親家庭の母等の就業等自立の支援

母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談や就業支援講習会等の実施、自立支援給付金の支給、公共職業訓練等による職業能力開発などにより、総合的にひとり親家庭の母等の就業促進を図ります。

### 2 困難な状況に置かれた若者などの自立に向けた支援

不登校やひきこもり、ニート、フリーター等の若者が置かれている困難な状況には、固定的性別役割分担意識を背景に、男女によって社会や家族の期待や求める役割が異なることが抑圧的に働いていることがあります。支援に当たっては、性別にかかわらず多様な生き方、働き方を尊重し、個人の個性や能力が発揮できるよう配慮します。その際、女性については、「家事手伝い」として括られることによりこれらの問題が潜在化していないか留意します。

また、配偶者等からの暴力やセクシュアル・ハラスメント、性犯罪などの暴力被害者の中には、その心身に対する影響により就学や社会参加の困難に直面している人もいることに留意し、暴力の影響についての正しい理解を持って支援を行います。

一方、学校においては、進路指導等で、男女ともに経済的に自立していくことの重要性を認識し、性別によって選択の幅を狭めることなく、長期的な視点に立って人生を展望し、働くことを位置付け、準備できるような教育を推進し、将来に向けた社会人・職業人としての自立を支援します。

#### (1) 若年期の自立支援

学校における不登校やいじめなどの問題に対応するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用等による相談体制を整備します。

## (2) 暴力被害者の支援

配偶者や交際相手等からの暴力、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪などの暴力の被害者に対して、精神的な回復や就業による自立支援を関係機関と連携して行います。

## (3) 地域から孤立する可能性のある人への支援

一人暮らし世帯等、地域から孤立する可能性がある人や世帯が、地域で安心して暮らすことができるよう、見守り活動を支援します。

## 3 高齢者が安心して暮らせる環境の整備

高齢者の自立した健康で安心な暮らしを支えるために、男女の生活実態や価値観、自らの状況に対する認識、身体機能等の違いに配慮した施策を展開します。その際は、高齢者の現状が、若い時期からの社会における固定的性別役割分担意識に基づく制度や慣行の影響を大きく受けていることを踏まえた上で、就業や社会参加の支援、経済的自立を支える制度や環境の整備、健康や安全面の生活自立に向けた取組、身体的性別に配慮した医療・介護予防への取組、良質な医療・介護基盤の構築等を進めます。

### (1) 高齢男女の就業促進と雇用の確保

男女の均等な機会と待遇の確保に配慮して、ハローワーク等と連携した高齢男女の就業支援を推進するとともに、シルバー人材センターにおいて、会員が身近な地域で安心して働くことができるなど、高齢男女が生きがいを持って就業できる多様な機会を提供します。

なお、NPO等が高齢男女の雇用の受け皿ともなるよう、経営基盤強化等の支援を行います。

### (2) 男女のニーズに配慮した高齢者の生活の自立支援

本町は、高齢単身世帯や高齢夫婦世帯の割合が県内でも高いことなどから、高齢者が孤独感や生活への不安を抱えず安心して暮らせるよう、在宅福祉アドバイザーを中心とした見守りやボランティアによる生活支援など、住民参加により地域全体で高齢者を支える体制を確立するため、コーディネーターを設置します。その際、高齢男女のニーズや生活実態の違いに配慮します。

また、高齢者の消費者トラブルを未然に防止するため、女性のみならず男性も含めた消費者教育・啓発の充実を図るとともに、高齢者の財産等の権利を保護するための成年後見制度の周知、制度活用の支援、後見人の育成を行います。また、高齢者や障害者の見守りネットワークの構築等により、被害を防止します。

高齢者の安全・安心に配慮したまちづくりや道路・住宅等の社会基盤整備等

に男女共同参画の視点を立てて、高齢者に優しい生活環境の整備を推進します。

### (3) 男女の身体的特徴や性別に配慮した高齢者の医療・介護基盤の充実

高齢者を対象とした性差医療\*や男女の違いに配慮した生活習慣病対策、介護予防対策を推進します。

また、広く男女を対象に介護知識・技術の普及を図り、家族介護の負担軽減を図ります。その際、介護のための離職等により経済的に困窮したり、地域から孤立する介護者に配慮し、介護に必要な家事等の能力が不足していたり、地域との関わりがほとんどなく支援を求めることができない状況にある男性介護者の抱える問題にも対応します。

一方、高齢者の人権を尊重し、性別に配慮した医療・介護サービスの提供・保健医療施設や介護施設の運営により、医療・介護の質の向上を促進します。

なお、不足する医療・介護を担う人材の確保を図るため、賃金体系や処遇等を見直し、男女とも、生活の安定及び仕事と生活の調和を図ることができるよう、雇用制度や環境の整備を促進するとともに、求職・求人に係る情報提供、職業相談、職業紹介等を推進します。

## 4 障害者が安心して暮らせる環境の整備

男女共同参画の視点を踏まえながら、障害のある人もない人も共に生きる社会の構築を図ります。その際、障害のある女性は、障害に加えて、女性であることで、複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意します。

### (1) 障害のある男女のニーズに配慮した自立支援と生活環境の整備

障害者が、必要とする支援を受けつつ、自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援の提供体制の整備を進めます。

特に、「障害者 110 番」等における障害者の権利擁護に係る相談については、男女共同参画の視点を踏まえた対応を行います。

また、特別支援学校高等部等において、障害のある子どもが自立し、社会参加するために必要な力を培うため、全教育活動を通じ、生徒の実態等に応じて人権及び男女共同参画の視点に立った教育を推進します。

### (2) 男女の身体的特徴や性別に配慮した障害者の医療・介護基盤の充実

障害者の自立した生活を支え、障害者の抱える課題を解決するため、サービス等利用計画の充実を図り、適切な医療や介護サービスの提供を促進します。

また、障害者虐待の未然防止、早期発見、早期対応を行うため、虐待の背景に留意しながら、情報提供、助言等の必要な支援を行います。

## 5 外国人が安心して暮らせる環境の整備

社会のグローバル化の進展に伴い、本町で暮らす外国人は、男性よりも女性が多く（平成25年4月；女性55人、男性5人）なっています。

外国人の女性は、言語の問題、習慣や価値観の違い、頼れる身寄りが身近にいないことなどによる孤立化などの困難に加え、女性であることでさらに複合的に困難な状況に置かれており、そのような状況を踏まえた支援を進めます。

### (1) 複合的な生活上の困難を抱える外国人の女性に対する支援

外国人の女性が、経済、就労、住宅、教育、夫婦・家族関係、近所付き合いなどで様々な問題を抱えつつも地域で孤立化しないように、同じ境遇にある人同士が交流したり、地域の日本人と相互に文化や風習を学び合える機会づくりを促進します。また、多言語での情報提供や相談体制の充実を図ります。

また、外国人の女性の、配偶者等からの暴力や人身取引などの被害が潜在化することを防ぐために普及・啓発を図ります。

## 6 その他複合的に困難な状況に置かれている人々の支援

人権擁護の取組においては、同和問題その他人権を侵害される問題で生活上の困難に直面し、さらに女性であることで複合的に困難な状況に置かれている人々に配慮する必要があります。

また、性的指向や性同一性障害など性別に起因する偏見や固定観念等により困難な立場に置かれている人々の個人の尊厳が保障されるよう、人権教育・啓発等を進めます。

### (1) 同和問題等人権問題の解決

同和問題その他人権を侵害される問題の解決を図るためには、それぞれの人権問題に複合的に絡まる性別に起因する人権問題の解決が不可欠であり、その認識に立った普及・啓発を行います。

### (2) 性的指向や性同一性障害等を理由として困難な状況に置かれている人々への支援

性的指向や性同一性障害を理由として困難な状況に置かれることがないように、差別や偏見の解消を目指す人権教育・啓発を推進するほか、人権を侵害された被害者の救済に取り組みます。

## 7 子どもが安心・安全に暮らせる環境の整備

子どもたちが安心・安全に暮らし、健やかに成長できるよう、暴力の根絶に向けた環境づくりや医療体制の整備を行います。また、子どもへの貧困の連鎖を断ち切るなど、社会全体で子どもを支える取組を進めます。

### (1) 子どもに対する虐待や性犯罪等の暴力の根絶

子どもに対する虐待や性犯罪等の暴力を根絶するための体制整備、予防啓発等の充実を図ります。

また、援助交際・児童買春を予防するための教育や携帯電話等のフィルタリングの普及・啓発活動などにより、子どもの性犯罪被害を防止するための取組を推進するとともに、子どもに対する性・暴力表現について、メディア産業の自主規制等の取組を促進します。

### (2) 暴力被害者である子どもの早期発見と適切な保護

学校、児童相談所、警察等が連携して、虐待、性犯罪、児童買春、児童ポルノの認知・把握による事案の顕在化に努め、暴力・虐待等の早期発見・早期対応、被害者である子どもの迅速かつ適切な保護に当たるとともに、加害者の摘発や処罰等に厳正に対処します。この際、家庭内における配偶者間の暴力など児童に著しい心理的外傷を与える言動も児童虐待に当たること留意します。また、被害者である子どもの心身の回復を図るため、心身の状況等に十分な配慮をしたカウンセリング等のケアを行います。

### (3) 子どもが安心して生活できる環境づくり

家庭の経済状況等が子どもの進学機会や学習意欲に影響を及ぼし、生活上の困難が世代を超えて継承されることがないように、教育費の負担軽減を進めるとともに、子ども一人ひとりに対して、教育や福祉関係者、地域のボランティアなどが連携し、生活面や学習面での支援、家庭への支援などを行う取組を促進します。

また、犯罪による子どもの被害を防止するため、学校や家庭、PTA等の団体、地域住民、関係機関等が連携し、地域ぐるみで子どもの安全を守る環境の整備を推進するとともに、警察においては、声かけ、つきまとい等に関する情報収集及び分析、情報提供を行います。

### (4) 社会全体で子どもを支える取組の促進

男女が力を合わせて子育てができる環境づくりの実現に向けて、仕事と生活の調和を図る気運の醸成と就業環境づくりを促進します。

一人ひとりの子どもの成長に学校や家庭だけでなく、町民みんなが子育てを支え合うという意識を共有し、社会全体で応援するための体制づくりを推進します。

## 8 災害により困難に直面する男女のニーズへの配慮と女性の参画拡大による防災・災害復興対策の推進

東日本大震災等の検証において、被災時には、平時の固定的性別役割分担が強

化され、増大した家庭的責任が女性に集中する一方、男性には復興作業の負担がかかったり、避難所の運営が主に男性によって行われ、女性や子育て家庭のニーズが反映されないなどの問題が明らかになりました。

このような問題を解決し、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により、地域の防災力向上を図るため、防災に関する施策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を踏まえて防災体制を確立する取組を推進します。

### **(1) 防災分野の政策・方針決定過程や防災の現場における女性の参画拡大**

防災分野における施策・方針決定過程に女性の参画を拡大するとともに、女性の消防団員の確保、女性の消防職員の採用や女性の防災リーダー養成の促進、防災現場における女性の参画拡大に向けた取組を促進します。

### **(2) 男女共同参画の視点を踏まえた防災・災害対応**

被災時においては、女性の参画を推進し、固定的性別役割分担意識の解消に留意しながら、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置、安全やプライバシーの確保等、男女双方や子育て家庭のニーズ等に配慮した避難所の運営に努めるなど、「知名町地域防災計画」に基づいた防災対策を推進します。

また、本町の「地域防災計画」及び「避難所管理運営マニュアル」等の災害に関する各種マニュアル等には、男女共同参画の視点を踏まえるよう助言等を行います。

さらに、災害ボランティア活動においては、ボランティアの安全の確保など男女共同参画の視点到に配慮がなされるよう働きかけます。

### **(3) 女性、高齢者、外国人等にも配慮した防災教育及び防災情報提供の促進**

高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等にも配慮して、防災教育や防災知識の普及、防災情報の提供の促進に努めます。

#### **\*性差医療**

男女の様々な差異により発生する疾患や病態の差異を念頭において行う医療である

目標5 生活上の困難や課題に直面する人々が安心して暮らせる環境の整備

施策の方向及び概要	具体的施策	所管課
<b>1 ひとり親家庭等への経済的支援</b>		
①ひとり親家庭等への経済的支援	母子・寡婦服資金の貸付け	保健福祉課
	母子・寡婦・父子たすけあい資金の貸付け	保健福祉課
	児童扶養手当の給付	保健福祉課
	ひとり親家庭等への医療費の助成	保健福祉課
②ひとり親家庭の母等の就業等自立の支援	母子家庭の母等への就業相談等の実施と母子家庭等自立支援給付金の支給	保健福祉課
	ひとり親家庭等への家庭生活支援員の派遣	保健福祉課
	母子家庭の母等に対する職業訓練	保健福祉課
<b>2 困難な状況に置かれた若者などの自立に向けた支援</b>		
①若年期の自立支援	就業支援と雇用確保	企画振興課
	関係機関のネットワークの構築、相談・支援体制の充実等	保健福祉課
	修学のための学資金の貸与	学校教育課
②暴力被害者の支援	暴力被害者の精神的回復と自立に向けた支援	保健福祉課
③地域から孤立する可能性のある人への支援	一人暮らし世帯等の見守り・支援	保健福祉課
<b>3 高齢者が安心して暮らせる環境の整備</b>		
①高齢男女の就業促進と雇用の確保	シルバー人材センターの支援等による身近な地域で安心して働くことができる多様な就労機会の提供	保健福祉課

施策の方向及び概要	具体的施策	所管課
②男女のニーズに配慮した高齢者の生活の自立支援	高齢者等の見守り活動と日常生活支援体制の整備	保健福祉課
	高齢者に対する生活資金の貸付けと援助指導	保健福祉課
	高齢者に配慮したまちづくりの整備促進	保健福祉課
	高齢者に対応した町営住宅や高齢者向け住宅の整備	保健福祉課
	高齢者の消費者トラブル未然防止対策	保健福祉課
	成年後見制度の周知・活用支援	保健福祉課
③男女の身体的特徴や性別に配慮した高齢者の医療・介護基盤の充実	介護予防対策の推進	保健福祉課
	家庭介護者等の介護負担軽減のための介護支援の充実	保健福祉課
	介護サービスの質の確保のための人材の養成・確保	保健福祉課
	介護負担軽減のための介護知識・介護技術の普及	保健福祉課
	介護に関する相談体制の整備	保健福祉課
	高齢者の虐待防止のための普及・啓発と早期対応に向けた対策の推進	保健福祉課
<b>4 障害者が安心して暮らせる環境の整備</b>		
①障害のある男女のニーズに配慮した自立支援と生活環境の整備	障害者に配慮したまちづくりなど障害者が自立しやすい社会基盤の整備	保健福祉課
	特別支援学校における自立のための教育	学校教育課

施策の方向及び概要	具体的施策	所管課
②男女の身体的特徴や性別に配慮した障害者の医療・介護基盤の充実	介護・医療等のサービスの充実	保健福祉課
	障害者の自立支援のためのサービス提供者等の人材育成	
	相談体制の充実	保健福祉課
	障害者の虐待防止のための普及・啓発と相談窓口の設置等早期対応に向けた対策の推進	保健福祉課
<b>5 外国人が安心して暮らせる環境の整備</b>		
①複合的な生活上の困難を抱える外国人の女性に対する支援	外国人の地域での孤立化を防止するための交流等の支援	保健福祉課
	行政情報・生活情報等の多言語による提供、相談体制の充実等による外国人の生活支援	保健福祉課
	暴力の被害を受けた女性からの相談への対応・保護	保健福祉課
	外国人留学生への奨学金の給付等、外国人への経済的支援	保健福祉課
<b>6 その他複合的に困難な状況に置かれている人々の支援</b>		
①同和問題等人権問題の解決	人権相談体制の充実	総務課
②性的志向や性同一性障害等を理由として困難な状況に置かれている人々への支援	差別や偏見の解消を目指した教育・啓発活動	総務課
	人件侵害の被害者の救済	総務課
	人権相談体制や相談・カウンセリング体制等の整備	総務課
<b>7 子どもが安心・安全に暮らせる環境の整備</b>		
①子どもに対する虐待や性犯罪等の暴力の根絶	子どもに対する虐待や性犯罪等暴力を根絶するための体制整備と予防啓発等の充実	学校教育課
②暴力被害者である子どもの早期発見と適切な保護	子どもが相談しやすい環境整備と被害児童に対する適切な対応	町民課
	発育に問題のある乳幼児に対する専門的支援の実施	町民課

施策の方向及び概要	具体的施策	所管課
③子どもが安心して生活できる環境づくり	世代を超えた貧困の連鎖を防止するための自立の前提となる子どもの学びの支援	保健福祉課
	障害のある子どもの自立と社会参加に向けた特別支援教育の推進	保健福祉課
	障害のある子どもに対する在宅サービスや放課後支援等、子どもの状況に配慮した適切な支援	保健福祉課
	地域ぐるみで子どもの安全を守る環境の整備	保健福祉課
④社会全体で子どもを支える取組の促進	男女とも子育てに参画できる仕事と家庭の調和の実現に向けた気運の醸成と就業環境の整備の促進	町民課
	地域全体で子育てや子どもの教育に取り組む体制づくり	町民課
	家庭教育における子育てに関する情報提供及び相談体制の充実	生涯学習課
<b>8 災害により困難に直面する男女のニーズへの配慮と女性の参画拡大による防災・災害復興対策の推進</b>		
①防災分野の政策・方針決定過程や防災の現場における女性の参画拡大	女性の消防団員の確保や女性の消防職員の採用等の促進	総務課
	女性のリーダーの養成の促進	総務課
②男女共同参画の視点を踏まえた防災・災害対応	「町地域防災計画」の見直し	総務課
	町における「地域防災計画」の策定	総務課
	町における「避難所管理運営マニュアル」の策定	総務課
	災害ボランティア活動の支援	保健福祉課
③女性、高齢者、外国人にも配慮した防災教育及び防災情報提供の促進	防災に関する知識の普及、学習機会の拡充の促進	総務課

## 目標6 施策・方針決定過程への女性の参画の拡大

### 現状と課題

経済その他社会の様々な分野の発展のためには、各分野の施策・方針決定過程に多様な立場の人が多様な意見を持って参画し、男女双方の意思が公正に反映されることが重要です。しかし、女性は、人口の半分、労働人口の約4割を占め社会において様々な活動を担っているにもかかわらず、施策・方針決定過程への参画は低調です。

知名町の審議会等委員に占める女性の割合は、これまでの登用促進の取組により向上したものの、地方自治や地域づくり活動への女性の参画は進んでいません。

このような状況を改善するためには、町が率先して女性の参画拡大に向けた取組を進めていくとともに、関係団体等に対する働きかけや支援を行う必要があります。

また、関係機関や団体と連携しながら、女性の人材の育成や各分野で活躍する人材の掘り起こしを進めていくとともに、こうした人材に社会で活躍する機会を提供する必要があります。

### 施策の方向と概要

#### 1 行政分野における女性の参画の拡大

行政のあり方や実施される施策は、町民の意識や生活に大きな影響を及ぼすことから、固定的性別役割分担意識を助長したり、行政サービスの受益と負担に性別によって不均衡や不公平が生じることなく、男女双方の行政ニーズが適切に反映されるよう、その施策・方針決定過程への女性の参画拡大を図ります。

##### (1) 町の審議会等委員への女性の登用推進

町の審議会等委員については、女性の年次別登用計画を作成し、計画的登用推進を図ります。

その際、委員の推薦を依頼する団体に協力を要請したり、職務指定委員の見直しを検討します。

##### (2) 町における女性の職員の登用等の推進

研修や人事異動を通じて人材の育成に努め、女性の職員の管理職への登用を推進します。

また、女性の職員の就労継続を支援するため、女性が働き続けていく上での仕事や生活上の悩みや心配事について相談できる体制を整えるとともに、仕事と育児・介護の両立支援制度の活用促進を図り、仕事と生活の調和を実現しやすい環境づくりに努めます。

#### 2 雇用分野における女性の参画の拡大

雇用分野において女性の参画機会を確保することは、女性の自己実現と経済的

自立にとって必要不可欠です。さらにそのことは、労働力の確保にとどまらず、これまでの男性中心の経済活動に多様な視点を取り入れ、新たなサービスを生み出す可能性を広げるなど、経済の活性化にもつながります。このような女性の参画の意義について、社会の理解を広め、企業に対して、女性の登用や女性が働き続けることができる職場環境づくりを働きかけます。

#### (1) 企業における女性の参画の促進

女性の管理職等への登用を促進するなどの積極的改善措置についての普及に努め、企業の先進的取組等についての情報収集・提供を図ります。

また、働く女性のネットワーク\*を図ることを支援します。

#### (2) 仕事と生活の調和の促進

男女を問わず、仕事と育児、介護の両立支援制度の活用等により、仕事と生活の調和を実践しやすい雇用環境の整備を促進します。

### 3 農林水産業・商工業等自営業の分野における女性の参画の拡大

農林水産業・商工業等自営業の経営において、女性が果たしている役割や貢献が適正に評価されるとともに、施策・方針決定過程への女性の参画が促進されるよう、農林水産業及び商工業関係団体に対する普及・啓発を行い、女性の登用を働きかけます。

#### (1) 農林水産業分野における女性の登用促進

農業委員への女性の登用促進のため、選任委員への女性委員推薦の協力依頼や女性の積極的な登用を促す環境づくりに取り組みます。

また、農業協同組合、漁業協同組合に対して、役員等への女性の登用促進について働きかけを行います。

#### (2) 商工業分野における女性の登用促進

商工会、その他の商工団体に対して、役員等への女性の登用促進について働きかけを行います。

### 4 その他の分野における女性の参画の拡大

各種機関や団体、組織において女性の能力が発揮されることは、それぞれの団体や組織、業界や地域の活性化に不可欠であるという認識の醸成を図るとともに、女性のリーダーの育成や方針決定過程への女性の登用を促進します。

#### (1) 各種機関、団体、組織等における女性の参画促進

経済団体、専門的職業及び職能団体、業種団体、PTA、スポーツ団体、自治会等地域コミュニティ組織、地域づくり活動団体等の各種機関・団体・組織

に対して、女性の能力発揮の重要性について認識を深める啓発を行うとともに、それら団体等における女性の参画状況を把握し、女性の役員等への登用について要請を行います。

## 5 女性の人材育成及び人材情報の整備

女性の能力開発を支援し人材育成を図るとともに、女性の人材情報を整備することにより、女性の参画を促進します。

### (1) 地方自治・行政分野における女性の人材の育成

女性の地方自治や行政の関係者等を対象に、地方自治を担う力量形成のための学習機会を提供します。

### (2) 地域社会における女性の人材の育成

自治会やPTA等地域の様々な団体において、役員等への女性の登用を促進するため、多様な人材の育成を行います。

また、啓発活動を通して、生涯学習リーダーや社会教育関係団体のリーダーとして女性の人材を養成します。

### (3) 農林水産業分野における女性の人材の育成

女性農業経営士、漁業士の養成・認定や各種研修の実施により、農林水産業分野における女性のリーダーの育成を推進します。

### (4) 女性の人材情報の収集・整備

女性の人材に関する情報を収集・整備し、各種審議会等をはじめ施策・方針決定過程への女性の登用に活用するほか、必要に応じて大学や企業等に提供します。

また、働く女性のネットワーキングを図ることを支援し、ネットワークを通じて新たな人材を発掘します。

#### \*ネットワーキング

生活や企業の中でみられる人と人の輪のようなつながり

## 目標6 施策・方針決定過程への女性の参画の拡大

施策の方向及び概要	具体的施策	所管課
<b>1 行政分野における女性の参画の拡大</b>		
①町の審議会等委員への女性の登用推進	年次別登用計画書に即した計画的な女性の登用	総務課
②町における女性の職員の登用との推進	能力開発・向上のための研修等の実施	総務課
	女性の登用の推進	総務課
	女性も相談しやすい体制の整備	総務課
	仕事と育児・介護の両立支援制度の活用促進	総務課
<b>2 雇用分野における女性の参画の拡大</b>		
①企業における女性の参画の促進	ポジティブ・アクションに関する普及・啓発	企画振興課
	管理職等への女性の登用状況などのポジティブ・アクションに関する企業の取組の調査及び結果の公表	企画振興課
	企業の先進的取組についての情報収集・提供	企画振興課
	働く女性のネットワーキングの支援	企画振興課
<b>3 農林水産業・商工業等自営業の分野における女性の参画の拡大</b>		
①農林水産業分野における女性の登用促進	農業委員への女性の登用促進	農業委員会
	農業協同組合役員への女性の登用促進	農林課
②商工業分野における女性の登用促進	商工会等商工団体役員への女性の登用促進	企画振興課

施策の方向及び概要	具体的施策	所管課
<b>4 その他の分野における女性の参画の拡大</b>		
①各種機関、団体、組織等における女性の参画促進	女性の能力発揮の重要性についての広報・啓発	総務課
	各団体等に対する女性の登用の働きかけ	総務課
<b>5 女性の人材育成及び人材情報の整備</b>		
①政治・行政分野における女性の人材の育成	町職員等政治・行政分野の女性のエンパワメントの支援	総務課
②地域社会における女性の人材の育成	多様な女性の人材の育成	総務課
	女性の生涯学習リーダーの養成	総務課
	社会教育関係団体における女性のリーダーの養成	総務課
③農林水産業分野における女性の人材の育成	女性農業経営士の養成・認定	農林課
	女性の青年林業士の養成・認定	農林課
	女性の漁業士の養成・認定	企画振興課
④女性の人材情報の収集・整備	女性の人材情報の収集	総務課

## 目標7 男女ともに能力を発揮できる就業環境の整備の促進

### 現状と課題

就業は、個人の生活に経済的基盤を与えると同時に、自己実現につながるものです。そのため、性別にかかわらず一人ひとりが、その能力を十分に発揮することができる就業環境を整備することは、人権尊重の視点から極めて重要であるとともに、ダイバーシティ\*の推進による社会・経済活動の活性化という点からも要請されます。しかしながら、出産前に仕事をしていた女性の半数以上が第1子の出産を機に退職し、その多くが出産・育児期に就業を中断することから、女性の年齢階級別労働力率を表す曲線は、30代を底とするM字カーブ\*を描いています。

しかもその雇用形態についてみると、子育て期にあたる年代以降は、パートタイム労働等の非正規雇用の割合が高くなっており、賃金や管理職等への登用など就業の場の待遇や機会において男女間の格差も存在しています。

そのため、継続して就業できる制度・環境の整備や積極的改善措置を促進し、女性の就業継続や再就職の支援及び登用促進並びに男女の機会と待遇の均等の確保に取り組む必要があります。

非正規雇用は、多様な就業ニーズに応える側面もあるものの、正規雇用を希望しながら非正規で働く人も少なくありません。

女性の雇用者のうち非正規雇用者が過半数を占め、その多くは給与水準が低く、女性が貧困に陥りやすい要因になっていることから、不安定な非正規雇用環境の整備に向けた取組が必要です。

なお、経済の長期的低迷やグローバル化の進展等は、男性の雇用環境も不安定化・悪化させ、中高年失業者の増加や若年層への非正規雇用の拡大、長時間労働の常態化による心身の健康状態の悪化など人権尊重の視点から看過できない様々な問題が生じています。この背景にも、一人ひとりの多様な働き方に中立ではない制度や慣行があり、男女ともに安心して働き、暮らしていけるための雇用環境の整備が求められています。

さらに、雇用の分野だけでなく、農林水産業や商工業等の自営業、起業の分野においても、男女が均等な機会と待遇の下で能力を発揮できる環境を整備し、経営への女性の参画を促進する必要があります。

### 1 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

雇用の場における男女の均等な機会と待遇の確保を促進し、男女間の賃金や処遇等の格差の解消に向けた女性の就業継続や再就職の支援に取り組みます。

また、多様でかつ柔軟な働き方が選択でき、それぞれの職務や能力に応じた適正な処遇と労働条件が確保されるよう、均等・均衡待遇の促進を図ります。

**(1) 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保及び非正規労働者の雇用環境の整備促進のための関係法令や諸制度の普及・啓発**

募集・採用、配置・昇進の雇用ステージにおける性別を理由とした差別の禁止を規定する男女雇用機会均等法等関係法令の幅広い周知・啓発を図るとともに、男女間の賃金格差の解消を図るため労使への啓発を推進します。

また、パートタイム労働者などの非正規労働者の雇用条件や雇用環境の整備を促進するため、正規労働者との均衡のとれた公正な待遇の確保や通常の労働者への転換の推進等を規定するパートタイム労働法（「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」）をはじめ関係法令の周知を図ります。

なお、労働関係法令の遵守などにより、非正規労働者をはじめとした労働者の保護を図るとともに、個別労働紛争解決制度の周知により、個別的労使関係の安定化を図ります。

**(2) 女性の就労問題の把握と情報提供**

男女の均等な就業機会等を確保するため、男女別の事業所の労働条件や採用状況、学生の就職活動状況の把握とその情報提供に努めます。

**(3) セクシュアル・ハラスメント防止の取組促進**

労使間や雇用者間のセクシュアル・ハラスメントを防止するため、研修・相談体制の充実など、事業所の積極的な取組を促すとともに、取引先や顧客等の間で起きるセクシュアル・ハラスメントの防止に向けた啓発活動も展開します。

**2 農林水産業・商工業等自営業の分野における就業環境の整備及び女性の経営参画の促進**

農林水産業及び商工業等の自営業において、女性の貢献に見合う適正な賃金を確保し、女性が経済的地位を向上させるとともに、能力を十分発揮するため、研修機会の提供や就業環境の整備を促進し、経営等の方針決定過程への参画を進めます。

**(1) 農林水産業における就業環境の整備及び女性の経営参画の拡大と人材育成**

農林水産業に従事する女性の家事・育児・介護等の負担の軽減や仕事と生活の調和を促進し、女性が男性と対等なパートナーとして農林水産業経営に参画することを実現するために、女性に経営者として必要な知識・技術を習得する機会を提供するとともに、農業分野においては、家族経営協定の締結を推進します。

また、地域資源を生かした加工品開発や女性の起業活動等を支援します。

(2) 商工業等自営業分野における就業環境の整備及び女性の経営参画の人材育成  
商工業等自営業の就業環境を整備し、仕事と生活の調和を促進するとともに、女性の経営における役割や貢献が適正に評価されるよう商工会等を通じた普及啓発を行います。

また、女性の経営等の方針決定過程への参画を促進するため、能力開発の機会提供に努めます。

### 3 女性の能力発揮のための支援

固定的性別役割分担意識を反映した「主たる働き手は男性で、女性は家計を補助するために働く」という慣行に基づく職業観について、解消を図るための啓発を行います。

また、労働者の就業能力の向上や就業希望者の職業選択については、性別にかかわらず個人の能力や個性、希望や意欲を踏まえた意識啓発や情報提供、能力開発等の支援に努めます。

なお、育児や介護を理由に離職した人の再就職は、離職期間が長期にわたる場合が多く、職種によっては職業能力の維持が難しいことや、本人の希望する職種や就業条件と企業の人材ニーズとの適合が困難なことなどから容易ではないため、そのことを踏まえた就労支援を行います。

#### (1) 就業継続や再就職の支援

仕事と生活を両立するための制度等の情報を提供するとともに、仕事や生活の悩みについて相談できる窓口の整備と女性の就業継続を支援します。

また、再就職希望者に対して、必要な情報の提供と子育て中の女性等に対する再就職支援を促進します。

#### (2) 起業に対する支援

商工業や農林水産業等で起業を目指す女性を支援するため、必要な知識を習得する機会や取組事例の情報等を提供するとともに、各種融資制度等の活用を図ります。

また、起業を目指す女性や起業した女性等のネットワーキングを支援します。

#### (3) 新規就業に対する支援

就業希望者の就業を促進するため、情報提供、相談活動、就業先の紹介などの支援及び広報・啓発を推進します。

#### \*ダイバーシティ

「多様性」のこと。性別や国籍、年齢等にかかわらず、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダ

イバーシティ社会という。

#### **\*M字カーブ**

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30代を谷とし、20代後半と40代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。これは結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためである。

なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられない。(国の第3次男女共同参画基本計画)

#### **\*家族経営協定**

家族農業経営に携わる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境等について、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決める協定

## 目標7 男女ともに能力を発揮できる就業環境の整備の促進

施策の方向及び概要	具体的施策	所管課
<b>1 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保</b>		
①雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保及び非正規労働者の雇用環境の整備促進のための関係法令や諸制度の普及・啓発	広報誌等による関係法令等の普及	総務課
	労働問題に関するセミナーの実施	総務課
	就業に必要な知識やスキルを習得する講座の開催	総務課
②セクシュアル・ハラスメント防止の取組促進	セクシュアル・ハラスメント防止のための研修	総務課
<b>2 農林水産業・商工業等自営業の分野における就業環境の整備及び女性の経営参画の促進</b>		
①農林水産業における就業環境の整備及び女性の経営参画の拡大と人材育成	家族経営協定締結の推進	農林課
	農村における女性の地域農産物を活用した加工品開発等の企業活動の支援	農林課
	地域水産物を活用した加工品開発に向けた取組の実施	企画振興課
②商工業等自営業分野における就業環境の整備及び女性の経営参画の拡大と人材育成	商工会等女性部の活動促進を図る研修等の実施	企画振興課
<b>3 女性の能力発揮のための支援</b>		
①就業継続や再就職の支援	就業継続や再就職に関する必要な知識や情報の提供と相談対応	総務課
	子育て中の女性等に対する再就職支援窓口（マザーズコーナー）の周知	総務課

施策の方向及び概要	具体的施策	所管課
②起業に対する支援	起業のための知識や手法に関するセミナーの開催等各種支援の実施	企画振興課
	商工業・農林水産業に関する各種融資制度の実施	企画振興課 農林課
③新規就業に対する支援	就農を促進するための相談活動等各種支援や啓発の実施	農林課
	林業への新規就業を促進するための相談活動等各種支援や啓発の実施	農林課
	漁業への新規就業を促進するための相談活動等各種支援や啓発の実施	企画振興課
	福祉分野の職業紹介	保健福祉課

## 目標 8 仕事と生活の調和を図るための環境づくり

### 現状と課題

仕事と生活の調和は、健康や趣味、学習といった個人的領域においても、仕事やボランティア活動等地域貢献活動といった社会的領域においても、自己実現を可能にするとともに、育児や介護を含め家庭生活に家族がともに責任を果たし、安心して暮らしていく上でも重要です。

また、少子高齢化や雇用環境の変容、社会経済のグローバル化等が進展する中で、職場優先の組織風土や長時間労働と性別役割分担を前提とした労働慣行を見直し、仕事と生活の調和の実現を図ることは、施策・方針決定過程への参画の拡大を進める上で不可欠であり、経済社会の持続可能な発展や経済活動の活性化につながるものです。

このため、仕事と生活の調和の実現に向けて、子育てや介護等に係る家族への支援策との密接な連携を図った取組を、事業所や地域の団体等とともに着実に進めるとともに、一人ひとりの意識と行動の改革に働きかける啓発を行っていく必要があります。

### 施策の方向と概要

#### 1 仕事と生活の調和を図るための社会的気運の醸成と環境整備

仕事と生活の調和の実現に向けて、社会的気運の醸成を図るとともに、長時間労働の抑制や公正な処遇を伴う多様な働き方の普及、男性の家事・育児参画の促進及びそれを可能にする職場環境の整備等を進めます。

なお、雇用の場だけではなく、農林水産業や商工業等自営業の場においても仕事と生活の調和の普及を図ります。

##### (1) 仕事と生活の調和に関する意識啓発の推進

仕事と生活の調和は、個人生活の充実と経済社会の活性化につながるものであることについて社会的理解を深め、事業所における職場優先の組織風土の変革や、男性を含めた働き方の見直しと固定的性別役割分担意識の解消につながる意識啓発を進めます。

##### (2) 就業の場における仕事と家庭の両立支援の取組の促進

「次世代育成支援対策推進法」に基づく一般事業主行動計画の策定の促進等を通じ、事業所に対して労働時間の短縮等働き方の見直しや仕事と家庭の両立支援に関する制度の導入・定着を促し、仕事と家庭の両立を可能にする就業環境の整備に努めます。

また、農林水産業や商工業等自営業においても、従事者の仕事と育児や介護との両立など仕事と生活の調和を図るための普及啓発に努めます。

### **(3) 仕事と子育てや介護との両立のための制度等の普及、定着促進**

育児や介護による休業、短時間や短日数の勤務、ライフスタイルに応じた多様な働き方が、公正な処遇が確保された上で、主体的かつ柔軟に選択できる環境の整備に向けて普及啓発に努めます。

育児休業制度や介護休業制度、その他仕事と子育てや介護の両立のための関係法令等の周知を図り、事業所におけるそれら関係制度の定着に努めます。

## **2 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援**

性別や就労の有無にかかわらず、安心して子育てや介護ができる社会の実現に向け、「社会全体で子育て・介護を支える」という基本的な考え方に立って、保育所待機児童の解消や多様化する保育ニーズへの対応、子育て支援拠点の整備、介護支援策の充実を図ります。

### **(1) 多様化するニーズに対応した保育・介護サービスの充実**

子育て家庭の多様なニーズに対応するため、延長保育、学童保育、病児・病後児保育等の様々な保育サービスの充実を図るとともに、保育所待機児童の解消に努めます。

また、介護家庭の多様なニーズに対応するため、介護サービスの充実や介護予防の推進を図ります。

### **(2) 子育て支援拠点施設等の充実**

就業の有無にかかわらず、子育て中の親子が相談、交流、情報交換できる保健センターの子育て広場の充実、臨時的・突発的な保育等を地域における相互援助活動の体制と施設整備が求められています。

また、子どもの就学後も保育ニーズに切れ目なく対応するため、放課後対策の充実を図ります。

### **(3) 地域住民等の力を活用した子育て・介護環境の整備**

子育て家庭相互や子育て家庭と地域の人々との交流が図られるよう、交流の場の提供や子育てサークル等の取組を促進するなど、子どもが地域社会の中で心豊かに育まれる環境づくりを推進します。

また、地域ぐるみで介護を支える仕組みづくりに取り組みます。

### **(4) 子育て・介護のための生活環境の整備**

ハード・ソフト両面におけるユニバーサルデザイン\*の推進などにより、子どもと子育て中の人、高齢者とその介護者等が安全で安心して生活ができるまちづくりに取り組みます。

**\*ユニバーサルデザイン**

あらかじめ障がいの有無、年齢、性別、人権等に関わらず、多様な人々が利用しやすい都市や生活環境をデザインする考え方

## 目標 8 仕事と生活の調和を図るための環境づくり

施策の方向及び概要	具体的施策	所管課
<b>1 仕事と生活の調和を図るための社会的気運と醸成と環境整備</b>		
①仕事と生活の調和に関する意識啓発の推進	仕事と生活の調和に関するセミナーの開催	総務課
②就業の場における仕事と家庭の両立支援の取組の促進	仕事と子育ての両立支援に取り組む企業の登録・普及	保健福祉課
	妊婦及び子どものいる世帯を地域全体で応援する気運の醸成	保健福祉課
	農林水産業や商工業等自営業の従事者の仕事と生活の調和の普及	企画振興課 農林課
③仕事と子育てや介護との両立のための制度等の普及、定着促進	広報誌等による仕事と生活の両立支援や育児・介護休業取得促進のための労働関係法令や諸制度の普及	企画振興課
	育児・介護休業取得状況の調査と結果の公表	総務課
<b>2 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援</b>		
①多様化するニーズに対応した保育・介護サービスの充実	保育所待機児童の解消	町民課
	延長保育、休日保育、病児・病後児保育等の実施	町民課
②子育て支援拠点施設等の整備	地域子育て支援の拠点の設置促進	保健福祉課
	放課後児童クラブの設置促進	保健福祉課

施策の方向及び概要	具体的施策	所管課
③地域住民等の力を活用した 子育て・介護環境の整備	子育てサークル等の取組の促進	保健福祉課
	要介護高齢者等の地域での介護環境、見守り・支え合い体制の整備	保健福祉課
④子育て・介護のための生活 環境の整備	公共施設のユニバーサルデザインの推進	建設課
	安全な道路交通環境の整備	建設課
	公園の整備	企画振興課

## 目標9 男女共同参画の視点に立った地域づくり活動の推進

### 現状と課題

人々にとって家庭とともに最も身近な暮らしの場である「地域」は、少子高齢化・過疎化の進行、地域社会を取り巻く社会経済情勢の変化に伴う雇用環境の悪化や商店街の衰退、一次産業の担い手不足、経済的困窮や社会的孤立の状態にある生活に困難を抱える人の増加、家庭における育児・介護の困難や暴力・虐待の発生、犯罪や災害の危険など、多くの課題を抱えています。

これら多様化・複雑化する地域課題の解決に、行政のみが公共サービスを提供して対応するあり方から、地域の多様な主体との協働により「新しい公共」を担うあり方が求められています。

これらの活動が確かな地域力の向上と持続可能な地域社会の実現につながるためには、人権尊重と男女平等を基盤とする男女共同参画の視点を通し、性別や年齢、障害の有無等を超えて、様々な立場を生きる人々が共に生きていくことを支える男女共同参画社会の実現に向けた取組が不可欠です。しかしながら、その認識は未だ十分浸透しておらず、地域課題の解決を困難にしています。

また、自治会等地域コミュニティにおける組織が世帯単位の慣行や性別による固定的な役割分担意識に基づき運営されると、住民の家族形態やライフスタイルの多様化等に伴う地域社会の変容への対応が困難になり、若い世代や単身者等の地域との関わりが希薄化するだけでなく、地域コミュニティ活動への参加の機会を阻む要因ともなります。

このようなことから、男女共同参画意識や地域コミュニティ意識の醸成を図るとともに、地域課題の解決に向けた実践活動を行う人材や団体の育成・支援を行い、男女共同参画の視点に立った地域づくり活動を推進する必要があります。

### 施策の方向と概要

#### 1 地域における男女共同参画推進の基盤づくり

地域における男女共同参画推進である、男女共同参画地域推進員など地域で男女共同参画を推進する人材の育成や男女共同参画の視点に立った地域づくり活動を実践する団体の支援等により、男女共同参画を推進する基盤づくりを進めます。

##### (1) NPO等との連携、協働

民間団体の男女共同参画の取組を支援するほか、NPO等が協働して実施する男女共同参画の視点に立った地域づくり活動を支援します。

#### 2 男女共同参画の視点に立った地域コミュニティ活動・地域づくり

性別や世代を超えて多様な立場を生きる人々が地域コミュニティ活動等に参画し、地域を支える担い手として活躍できるよう、一人ひとりを尊重する対等な人

間関係を基盤に、性別や年齢等で役割を固定することなく、それぞれの個性や能力が発揮できる地域づくりを推進します。

そのため、自治会等の地域活動が行われる場を活用して、「協働」「男女共同参画」の視点を入れた地域づくりについて学習機会を提供します。

また、男女共同参画の視点を踏まえて活動する団体のネットワークを支援します。

#### **(1) 地域づくり活動における男女共同参画の視点の導入と女性の参画拡大**

男女共同参画の視点に立った地域づくりについて研修会等を実施するとともに、地域住民、男女共同参画推進懇話委員、NPO等が協働で行う、男女共同参画の地域づくり活動を支援します。

また、地域コミュニティにおいて、性別や年齢等にかかわらず広く住民の中から活動の担い手の育成を図ります。

#### **(2) 男女共同参画の視点に立った高齢男女の社会参加の促進**

高齢男女が他の世代とともに社会を支える重要な一員として活躍できるよう、一人ひとりの知識や経験、技能を生かした社会参加を支援します。

#### **(3) 男女共同参画の視点に立った安全・安心なまちづくりの推進**

地域における犯罪の発生を予防するための防犯活動及び高齢者の見守り活動などに、男女双方の幅広い世代の参画を促進します。

#### **(4) 男女共同参画の視点に立った観光、国際交流、環境等分野の取組の推進**

観光、国際交流、環境等の分野における取組について、男女双方のニーズに配慮するとともに、女性の参画拡大や人材の育成を推進します。

目標 9 男女共同参画の視点に立った地域づくり活動の推進

施策の方向及び概要	具体的施策	所管課
<b>1 地域における男女共同参画推進の基盤づくり</b>		
①NPO等との連携、協働	NPO等との連携、協働	総務課
<b>2 男女共同参画の視点に立った地域コミュニティ活動等様々な地域づくり活動の促進</b>		
①地域づくり活動における男女共同参画の視点の導入と女性の参画拡大	地域づくり活動における男女共同参画の視点の導入と女性の参画拡大	総務課 企画振興課
②男女共同参画の視点に立った高齢男女の社会参加の促進	男女共同参画の視点に立った高齢男女の社会参加の促進	総務課 保健福祉課
③男女共同参画の視点に立った安全・安心なまちづくりの推進	男女共同参画の視点に立った安全・安心なまちづくりの推進	総務課
④男女共同参画の視点に立った観光、国際交流、環境分野等の取組の推進	男女共同参画の視点に立った観光、国際交流、環境分野等の取組の推進	総務課 企画振興課

## 重点取組

### 1 子どもの頃から男女共同参画の理解を深めるための教育現場における取組の推進

性別に焦点を当てた最も身近な人権問題について当事者意識を持って考える男女共同参画の学びを通して、子どもたちには、人権意識や男女平等意識が醸成されることとなります。そのことによって、将来を見据えた自己形成の基盤である自己肯定感や自己尊重感が育まれ、多様な生き方・働き方を主体的に選択する力を身につけることとなります。

また、いじめや虐待など子どもたちを取り巻く深刻な人権問題の解決にもつながります。

このため、男女共同参画と子どもに係わる課及び局が連携、協働し、子どもたちが男女共同参画の理解を深める取組を学校、家庭、地域が一体となって推進します。

### 2 産業分野における女性の活躍の促進

女性にとって男性同様その能力を発揮する機会を得ることは、個人の自己実現と生活の安定を図る上で不可欠なことです。

また、経済が低迷し、労働人口の減少が進行する中、女性をはじめとする多様な人材が経済活動に参画することは、労働供給を量的に確保するという観点に加えて、グローバル化や消費者ニーズの多様化への対応が迫られている地域経済の活性化にも不可欠であるとともに、持続的に新たな価値を創造することが可能なシステムを構築する上でも必要です。

このため、男女共同参画と様々な産業を所管する課及び局が連携、協働して、女性の活躍を促進する取組を推進します。

### 3 男性の固定的性別役割分担意識の解消と仕事と家庭・地域活動との調和のための意識啓発と環境整備

男女共同参画社会は、多様な生き方を尊重し、全ての人が職場、地域、家庭などあらゆる場面で活躍できる社会であり、男性にとっても暮らしやすい社会です。

固定的性別役割分担意識の解消や男女共同参画の理解を深めるための男性への積極的な働きかけは、長時間労働、介護、自死、地域における孤立化など男性が直面する課題に対応し、仕事と家庭・地域生活との調和を実現するためだけでなく、女性のあらゆる分野への参画拡大や雇用環境の改善、女性に対する暴力の根絶を図るためにも必要です。

#### 4 女性が働き続けることができ、暮らしていけるための雇用の問題解消等セーフティネット機能の充実

経済の低迷や経済社会のグローバル化、それに伴う雇用環境の悪化等により、貧困に陥る層が拡大していますが、特に女性は、出産・育児等により就業を中断する人や非正規労働者が多いこと、賃金等に男女格差があること、女性に対する暴力が就業など社会参加を困難にしていることなどを背景に、貧困など生活上の困難に陥りやすく、中でも、高齢単身女性や母子世帯は、相対的貧困率が高くなっています。

また、障害のある女性や日本で働き生活する外国人女性などは、女性であることで複合的に困難な状況に置かれている場合が少なくありません。

そのため、女性が働き続けることができ、暮らしていくことを支えるために、雇用機会の創出・確保を図るほか、家族や地域の持つ相互扶助機能の低下に対応したセーフティネットの再構築や、個人の様々な生き方に沿った切れ目のない支援を推進します。

#### 5 配偶者等からの暴力被害者に対する切れ目のない支援の充実

配偶者（元配偶者や内縁関係にある又はあった者を含む。）からの暴力の被害者の多くは女性であり、加害者は、社会的地位や信用、経済力、腕力などを背景に、様々な暴力の形をとって被害者を支配しようとします。被害者は、結婚や家族に関する社会通念や固定的性別役割分担、被害者に対する社会的支援の不備等、社会の構造的問題や様々な制約の中で、暴力の状況から抜け出すことは困難で、被害は深刻化する傾向があります。

抜け出したとしても、加害者の追跡や子育ての不安等を抱えながら、心身の回復や経済的自立には長い時間を要します。

また、同じく、力と支配の構造から起きる交際相手（元交際相手を含む。）からの暴力（デートDV）も、被害者の日常生活や学校生活、仕事等に深刻な影響を与えています。

そのため、知名町配偶者暴力相談支援センターを中核に、関係課・局が他の関係機関・団体と連携して、被害者の安全確保、相談対応から保護、自立支援における切れ目のない総合的支援を実施します。

#### 6 誰もが出番と居場所のある地域づくり活動の促進

地域コミュニティにおける様々な活動が、特定の性や年齢層等で担われていることにより、住民の価値観やライフスタイル、家族形態の多様化への対応を困難にし、人間関係の希薄化や単身者等の孤立化などの問題が生じていることがあります。

これらの解決を図り、一人ひとりが緩やかにつながり合い、支え合い、誰もが出番と居場所がある地域社会を形成していくためには、地域づくりに性別や年齢、

障害の有無にかかわらず多様な人々が参画できるよう、「一人ひとりの人権の尊重」を基盤とする男女共同参画の視点が不可欠です。

地域コミュニティにおける活動に男女双方の参画を推進し、複雑化・多様化する地域の課題を解決するために、関係課・局とNPO等地域の多様な主体が連携協働し、男女共同参画の視点に立った地域づくり活動を促進します。

## 第4章 推進のあり方

この計画を着実に推進するため、町の推進体制を充実・強化し、適切な進行管理を行うとともに、町と町民の協働による取組を進めます。

### 1 町の推進体制

#### (1) 男女共同参画推進懇話会及び男女共同参画行政推進会議

「仮称 知名町男女共同参画推進条例」に基づき設置した、男女共同参画推進懇話会及び男女共同参画行政推進会議において、基本計画の策定、町の施策の実施状況、苦情・相談の処理状況など男女共同参画の推進に関する基本的事項について調査審議を行い、その結果を積極的に施策に反映します。

また、男女共同参画社会の形成に向けた施策を各課・局が相互に連携を図りながら総合的・計画的に推進するため、主管課において、各課・局の計画の進捗状況を確認し、施策の改善・見直しを積極的に進めます。

#### (2) 男女共同参画の施策に関する申出制度の適切な運用

「知名町男女共同参画推進条例」第12条第1項の規定に基づき、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策に対して、町民及び民間団体から申出を受ける制度については、男女共同参画推進懇話委員の協力を得て、町民に広く周知し、その活用を促進します。

また、申出があったときは、関係機関と協力して適切に対応するとともに、施策の改善・見直しに反映します。

#### (3) 施策の進行管理の徹底

計画に基づく関連施策の実施に当たって、「男女共同参画の視点」が確実に反映されるよう、施策を進めます。

また、その実施状況について、男女共同参画行政推進会議や男女共同参画推進懇話会で研究・協議します。

知名町  
配偶者等からの暴力の防止及び  
被害者支援計画

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。その被害者は、多くの場合女性であり、男女の不平等な関係が暴力の背景にあります。本町は、男女共同参画推進条例に基づき、すべての人が性別にかかわらず、その人権が尊重され、家庭、地域、職域、学校その他の社会のあらゆる分野で平等に参画し、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指して、取組を進めています。

個人の尊厳を傷つけ、男女平等を妨げる配偶者等からの暴力は、男女共同参画社会の実現を阻害する行為であり、根絶すべき重要な課題です。

配偶者等からの暴力の根絶に向けては、県及び関係機関・団体と連携・協力を図りながら一体となって取組を進めるとともに、町民一人ひとりが、暴力を許さない地域社会づくりに努めることが重要であり、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の適切保護に関する取組を総合的・体系的に推進するための計画として、「配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」を策定します。

## 2 計画の基本的な考え方

この計画の基本理念は、「知名町男女共同参画推進条例」の基本理念を踏まえ、次のとおりとする。

### 基 本 理 念

- ◎ いかなる場合でも暴力は許されず、誰もが安心できる環境のもと、人生を豊かに生きる権利を有しています。
- ◎ 配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為をも含む人権を侵害する行為であり、社会的な問題です。
- ◎ 配偶者等からの暴力の被害者の多くは女性であり、その背景には、男女の不平等な関係があることから、その根絶に向けては、人権の確立と男女平等の実現が不可欠です。
- ◎ 配偶者等からの暴力の被害者は、国籍や年齢、障害の有無等を問わずその人権を尊重され、適切な支援を受けることができる権利を有します。
- ◎ 国、県及び近隣市町村、民間団体、町民との連携・協力を図ります。

### 3 計画の性格

- (1) この計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(以下「配偶者暴力防止法」という。)第2条の3第3項の規定に基づく市町村基本計画として策定します。
- (2) この計画は、知名町男女共同参画推進条例第6条の遵守を徹底するための計画として位置づけ、知名町男女共同参画基本計画と一体的に推進します。

### 4 計画の期間

この計画の期間は、平成26年度から平成35年度までの10年間とします。ただし、「配偶者暴力防止法」や国が示した「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」が見直された場合、新たに盛り込むべき、あるいは改正すべき事項等が生じた場合には、必要に応じて見直すこととします。

## 第2章 配偶者等からの暴力について

### 1 配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス/DV）とは

#### (1) 配偶者等からの暴力の形態

配偶者、恋人、同棲相手、元配偶者、以前つきあっていた恋人など、親密な関係にある、またはあった者からふるわれる暴力のことです。

配偶者等からの暴力には、殴ったり蹴ったりする等の直接何らかの有形力を行使する身体的な暴力、心無い言動により相手の心を傷つける等の精神的な暴力、嫌がっているのに性的行為を強要する等の性的な暴力、経済力を奪う等の経済的な暴力等、様々な形態が存在します。

#### (2) 配偶者等からの暴力の特徴

配偶者等からの暴力は、外部からの発見が困難なところで行われることが多いことや、「家庭内または個人的な問題」という社会的な無理解により潜在化しやすく、周囲も気づかないうちに暴力が激化ならびに継続化し、被害が深刻化しやすいという特徴があります。

#### (3) 犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害

配偶者等からの暴力は、社会的、経済的、肉体的に優位に立つ者が、立場の弱い者を様々な暴力で支配しようとする行為であり、個人的な問題の範囲を超え、犯罪

となる行為をも含む人権を侵害する重大な社会問題です。

#### (4) 根底にある男女の不平等な関係

私たち一人ひとりの個人は、社会構造の影響の中で生活しています。男女の固定的な役割分担、経済力の格差、上下関係など我が国の男女が置かれている状況等により、女性を対等なパートナーと見ない女性差別の意識や夫が妻に暴力をふるうのはある程度仕方ないといった考え方などが社会の根底にあり、暴力を生み出す背景になっています。

## 2 配偶者等からの暴力の現状

平成 23 年 11 月以降に知名町配偶者暴力相談支援センターに相談があった全てのケースで被害者は女性となっています。

また、平成 25 年に実施した町民意識調査によると、配偶者等から暴力を受けた経験がある女性人のうち、「どこにも、だれにも相談しなかった（できなかった）」と回答した人が最も多く、その理由としては「相談するほどのことではないと思ったから」という回答が多くなっています。暴力が潜在化しやすい傾向にあることがわかります。

## 3 配偶者等からの暴力に対する取組の現状

### (1) 国における取組

平成 13 年 4 月、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため「配偶者暴力防止法」が制定されました。これにより、配偶者からの暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であると明確に位置づけられました。

また、「配偶者暴力防止法」については、施行後 3 年を目途として、その施行状況等を勘案、検討し、その結果に基づいて必要な措置を講じるという附則の規定に基づき、平成 16 年、平成 19 年、平成 25 年の 3 回にわたり改正が行われています。

#### ■平成 16 年改正

1. 「配偶者からの暴力」の定義の拡大
2. 保護命令制度の拡充（元配偶者に対する保護命令、被害者の子への接近禁止命令、退去命令の期間の拡大等）
3. 市町村による配偶者暴力相談支援センター業務の実施
4. 被害者の自立支援の明確化等
5. 警察本部長等の援助
6. 苦情の適切かつ迅速な処理
7. 外国人、障がい者等への対応

## ■平成 19 年改正

1. 市町村基本計画の策定（努力規定）
2. 配偶者暴力相談支援センターに関する改正
3. 保護命令制度の拡充（電話等を禁止する保護命令等）
4. 裁判所から支援センターへの保護命令の発令に関する通知

## ■平成 25 年改正

1. 適用対象の拡大  
生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者に対する準用
2. 法律名が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」となる

### (2) 鹿児島県における取組

平成 14 年 1 月から施行された「鹿児島県男女共同参画推進条例」第 9 条において、配偶者に対する暴力行為の禁止が明記され、同年、様々な問題を抱える女性の相談対応や保護を行う鹿児島県女性相談センターが配偶者暴力相談支援センターとして指定されています。

平成 18 年 3 月、「配偶者暴力防止法」に基づき、「鹿児島県配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」が策定され、この計画に基づき、市町村、関係機関等と連携のもと、配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援の取組が進められ、同年、男女共同参画を推進する総合的活動拠点である鹿児島県男女共同参画センターが配偶者暴力相談支援センターとして指定されています。

さらに平成 19 年には、県内の全ての地域における DV 被害者の相談・支援体制の充実に資するよう、各地域振興局・各支庁の保健福祉環境部が配偶者暴力相談支援センターとして指定されています。

平成 19 年 7 月、「配偶者暴力防止法」の改正、平成 20 年 1 月、国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」の見直しに伴い、これまでの県の取組状況等を踏まえて、配偶者等からの暴力の防止及び被害者のための施策の一層の充実に資するため、「鹿児島県配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」の改定が行われています。

### (3) 知名町における取組

平成 23 年 11 月に知名町保健センターを「知名町配偶者暴力相談支援センター」に指定して、DV 相談の窓口を明確化し、配偶者等からの暴力の防止及び相談体制の充実に努めています。また、同年、「知名町配偶者等からの暴力対策庁内連絡会議」を設置して、被害者情報の漏洩や二次被害を防止し、庁内の関係部署が連携・協力して、被害者支援を的確に行う体制づくりに取り組んでいます。さらに、被害者の安全確保を図るため、一時避難（一時保護）にかかる経費を予算措置し、より迅速な被害者支援に努めています。

## 第3章 計画の体系

### ◎めざすべき姿

暴力（ドメスティック・バイオレンス）を許さない

誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の創造

重点的に取り組むこと	<p>I いかなる場合にも暴力を許さない社会づくりに向けた取組</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 暴力を許さない人権教育・啓発の推進</li><li>2 問題解決を暴力に頼らない教育・啓発の推進</li><li>3 配偶者等からの暴力に対する正しい理解の促進</li><li>4 デートDVの防止に向けた教育・啓発の推進</li></ol> <p>II 安心して相談できる体制の確立に向けた取組</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 相談体制の整備と充実</li><li>2 被害者の立場に立った関係機関との連携の強化</li><li>3 苦情等への適切な対応の推進</li></ol> <p>III 被害者の安心と安全を確保するための取組</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 被害者の保護と安全確保</li><li>2 通報・通告制度による被害者の保護</li><li>3 被害者の安全を守る各種制度の周知と適切な運用</li><li>4 配偶者等からの暴力のある家庭に育つ子どもへの支援</li><li>5 支援者の安全確保</li><li>6 早期発見・未然防止のための仕組みづくり</li></ol> <p>IV 被害者の立場に立った生活再建に向けた取組</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 安心した暮らしを守るための経済的支援</li><li>2 安心した暮らしを守るための生活的支援</li><li>3 住宅確保のための支援</li></ol>
------------	--

## 第4章 計画の内容

### 重点的に取り組むこと I

#### いかなる場合にも暴力を許さない社会づくりに向けた取組

##### 1 暴力を許さない人権教育・啓発の推進

###### 『学校、幼稚園等における男女の人権の尊重を旨とする人権教育の推進』

暴力の防止に資するよう、学校、幼稚園等において、人権意識を高める教育や知名町男女共同参画推進条例の基本理念である男女の尊重に基づく人権教育を更に進めるために教職関係者に向けた広報・啓発に努めます。

###### 『家庭教育における男女の人権の尊重を旨とする人権教育の推進』

暴力の防止に資するよう、家庭において、知名町男女共同参画推進条例の基本理念である男女の人権の尊重に基づく人権教育を促進するために、子育て教室等を通じた広報・啓発に努めます。

###### 『地域における男女の人権の尊重を旨とする人権教育の推進』

暴力の防止に資するよう、地域において、知名町男女共同参画推進条例の基本理念である男女の人権の尊重に基づく地域生活を促進するために、自治会や地域活動団体等と連携した広報・啓発に努めます。

###### 『職域における男女の人権の尊重を旨とする人権教育の推進』

暴力の防止に資するよう、職域において、知名町男女共同参画推進条例の基本理念である男女の人権の尊重に基づく就業環境の整備に向けて、商工会等関係機関と連携するとともに、あらゆる機会を活用した広報・啓発に努めます。

###### 『法教育の充実』

人権意識の確立に向け、法律についての知識を持ち、日常生活の中で、人権侵害や男女の不平等な状況を改善していくために活用できるよう、広報紙や町ホームページ等を活用して法教育を充実させます。

###### 『多様な機会をとらえた広報・啓発の推進』

暴力を許さないという認識を地域社会に徹底するため、広報紙や町のホームページ等を活用した広報を実施するとともに、多くの町民が集まる検診や成人式等において、リーフレットを配布するなど多様な機会をとらえた広報・啓発を推進します。

## 2 問題解決を暴力に頼らない教育・啓発の推進

### 『暴力未然防止教育の研究及び実践』

暴力の発生を未然に防ぐために、暴力の加害者及び被害者となることを防止する観点からの教育について研究・実践します。

### 『問題解決を暴力に頼らない教育の推進』

配偶者等からの暴力を減らすには、成人する前に暴力的でない考え方や問題解決の方法を身につけることが重要であり、個人の尊厳を傷つける暴力は許されないという意識を持ち、問題解決を暴力に頼らない教育を学校教育課等の関係機関と連携して進めます。

### 『問題解決を暴力に頼らないコミュニケーションについての広報・啓発の推進』

家庭、地域、職域、学校その他の社会のあらゆる分野で、問題解決を暴力に頼ることのないコミュニケーションが行われるよう、広報紙や町ホームページ等を活用した広報・啓発を進めます。

## 3 配偶者等からの暴力に対する正しい理解の促進

### 『広報紙等広報媒体を活用した啓発の実施』

配偶者等からの暴力に対する正しい知識を広め、配偶者等からの暴力を許さないという認識を徹底させるため、広報紙や町ホームページ等を活用した広報を実施し、広く町民に対する啓発活動を実施します。

### 『啓発用リーフレットの活用』

配偶者等からの暴力に対する正しい理解を地域社会に広めるため、国・県・町等が作成した啓発用リーフレットを配布します。

### 『講演会や研修会等の開催による啓発の実施』

配偶者等からの暴力に対する正しい理解を広め、配偶者等からの暴力を許さないという認識を徹底させるため、講演会や研修会を実施します。

### 『身近な事例を用いた啓発、参加・体験型の啓発の促進』

身近な事例を用いた啓発や、参加・体験型の啓発を推進することで、暴力に対して「ノー」を言う権利を行使でき、暴力が介在しない対等な人間関係を築くことができる力を身につけることを目指します。

### 『地域における学習機会の提供』

配偶者等からの暴力に対する正しい理解を地域社会に広めるために、公民館講座等での啓発に努めます。

### 『誰もが身近に参加できる講演会や講座の開催』

誰もが参加しやすいように、町の情報に接する機会が少ない年齢層に配慮した講演会や講座の案内の発信について検討し開催します。

### 『県男女共同参画センター等における講演会等の情報提供』

配偶者等からの暴力に対する正しい理解を地域社会に広めるために、県男女共同参画センターや近隣市町村における講演会や研修会の開催日程等の情報提供に努めます。

### 『各種団体の研究会や講座等の機会を活用した啓発』

配偶者等からの暴力に対する正しい理解を広め、配偶者等からの暴力を許さないという認識を徹底させるため、各種団体の研修会、講座、定例会等の機会を活用して啓発活動を実施します。

### 『各種団体等町民の自主的な啓発活動の促進』

配偶者等からの暴力に対する正しい理解を地域社会に広め、配偶者等からの暴力を許さないという認識を徹底させるためには、町民一人ひとりの人権意識、男女平等意識を高めることが重要であり、各種団体等町民との協働による啓発を進めます。

### 『書籍やビデオ等の関連情報の整備・提供』

配偶者等からの暴力に対する正しい理解を地域社会に広め、配偶者等からの暴力を許さないという認識を徹底させるため、教育機関や各種団体、グループ等に対して、書籍やビデオ等の提供を行います。

### 『「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11月）を中心とした広報・啓発』

配偶者等からの暴力に対する正しい理解を地域社会に広め、その防止に向けた町民の取組を促進するとともに、被害者が周囲の無理解によりさらに傷つき、暴力の実態が潜在化することがないようにするため、「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11月）に図書館等公共施設でパネル展示を実施する等広報・啓発を進めます。

### 『「人権週間」の周知』

広報紙等を活用して、「人権週間」の周知に努めます。その際身近な事例を用いた広報を展開する等、有効な情報発信に努めます。

### 『加害予防の観点からの広報・啓発のあり方の検討』

暴力の根絶に向けた取組を進めるに当たっては、被害者は女性が多いという現状における加害予防の観点からの男性に対する広報・啓発も進める必要があります。被害者支援の視点に立ってどのような広報・啓発のあり方が有効か調査・研究を進めます。

## 4 デートDVの防止に向けた教育・啓発の推進

### 『デートDV防止に関する教育・啓発の推進』

デートDVの防止に取り組む民間団体とも協働しながら啓発活動や教育関係者を対象としたデートDV防止に関する研修等を実施し、教育現場や地域社会、家庭におけるデートDVの防止に向けた取組を推進します。特に、子ども達に対して、個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を持ち、男女の人権を尊重した対等な人間関係を築くことや、問題解決を暴力に頼らないコミュニケーションを学習する機会を提供します。

### 『若年層が相談しやすい相談窓口づくりと若年層に配慮した広報のあり方の検討』

デートDVの啓発に取り組む大学生等民間の団体と連携して、若年層に配慮した広報手段や、相談窓口のあり方等を検討します。

### 『教育・保健・医療関係者、相談機関の職員等を対象とした研修の実施』

教育関係者や保健・医療関係者などデートDVの被害を発見しやすい立場にある関係者が、被害者の早期発見と適切なケアにあたるよう、デートDVに関する理解を深めるための研修を実施します。

## 重点的に取り組むことⅡ

### 安心して相談できる体制の確立に向けた取組

#### 1 相談体制の整備と充実

##### 『安心して相談できる環境の整備』

プライバシーや被害者の心情に配慮した相談室の環境づくりを進めます。

##### 『身近な所で相談できる体制の整備』

民生委員・児童委員等と連携して、町民との協働による男女共同参画の視点に立った身近な語り合いの場としてサロン等を設置し、気軽に相談できる体制の整備に努めます。

### 『外国人・障がい者への対応が可能な相談機関等の情報提供』

使用する言語や障がい等に応じた相談対応が可能な機関を把握し、確実にその機関に情報提供するよう努めます。

### 『各種相談窓口の被害者への周知』

被害者の安全の確保への配慮をはじめ被害者の立場に立って、相談窓口の周知に努めます。

### 『支援関係機関の職務関係者を対象とした研修の実施』

支援関係機関の職務関係者が配偶者等からの暴力に対する正しい理解のもとで、被害者に二次被害を与えることなく男女共同参画の視点に立った適切な対応ができるように研修の機会と内容の充実を図ります。

### 『町担当職員を対象とした研修の実施』

被害者と接する可能性のある町職員が、配偶者等からの暴力に対する正しい理解のもとで、被害者に二次被害を与えることなく男女共同参画の視点に立った適切な対応ができるように研修の機会と内容の充実を図ります。

### 『相談者等支援者のケア』

被害者へのより良い支援を行うために、支援者自身が自ら心身の健康に気をつけるとともに、組織としても、その職務の特性に配慮して支援者のケアに取り組みます。

## 2 被害者の立場に立った関係機関との連携の強化

### 『支援関係機関・団体の連携強化』

被害者の相談に総合的に対応するために、関係機関・団体からなる会議等の開催や日常的な連携システムの構築により、関係機関・団体の連携強化を図るとともに、迅速な対応ができるよう、情報の共有化を図ります。

### 『配偶者等からの暴力及び児童虐待の支援関係機関の連携協力体制の強化』

児童虐待の通告による配偶者等からの暴力の発見と適切な対応に向けて、福祉事務所と連携を図り、被虐待児童及び配偶者等からの暴力被害者の保護等に迅速に対応します。そのため、児童虐待支援に係る町職員等を対象に配偶者等からの暴力に関する研修を実施したり、県が行う講座等の情報を提供します。

### 『支援関係機関の休日及び時間外における保護に関する連絡体制の整備』

休日や時間外に対応できる支援関係機関を把握する等、連絡体制一覧表の作成と支援関係機関への配布を行います。

### 『庁内連絡会議の開催』

定期的に庁内連絡会議を開催、連携して迅速な対応ができるように庁内連絡体制を整備します。

### 『医療関係者向けの広報や研修の実施』

医療関係者対象の研修や支援者養成講座等についての情報提供に努めます。

## 3 苦情等への適切な対応の推進

### 『支援関係機関向けの苦情対応の意義に関する研修の実施』

支援関係機関による苦情への迅速かつ適切な対応が、申出者の権利や利益を守るとともに、申出者をはじめ町民の支援関係機関に対する信頼性を高め、相談しやすい環境整備につながるることについて、研修を実施し、理解の促進を図ります。

## 重点的に取り組むことⅢ

### 被害者の安心と安全を確保するための取組

#### 1 被害者の保護と安全確保

##### 『消防（救急）機関における配偶者等からの暴力被害者への応急対応』

患者の症状から、その背景に配偶者等からの暴力がないかに留意し、被害者の安全確保に努めます。

##### 『警察の緊急通報装置貸出制度』

被害者の安全確保のため、警察の緊急通報装置貸出についての情報提供を行います。

##### 『被害者の一時避難への支援』

被害者の一時避難のための経費を予算化し、支援関係機関との連携・協力により、被害者の安全確保に努めます。

##### 『婦人保護施設や母子生活支援施設等と連携した被害者の保護』

被害者が安心して今後のことを考えたり、自立に向けた準備ができるよう、一時保護施設等への入所にかかる支援を行います。

##### 『警察による見回り』

被害者が住み慣れた地域で引き続き暮らしていけるよう、いつ起こるか予測困難な

暴力に迅速に対処し、被害者の安全確保を図るために、警察による見守りを要請します。

#### 『暴力の発生を未然に防止するための地域における家庭への働きかけ』

配偶者等からの暴力の発生及び潜在化を未然に防止するため、特に地域社会から孤立しやすい家庭に対して、日常的な声掛けや地域活動への参加の誘い等、孤立化を防ぐ働きかけを行います。

## 2 通報・通告制度による被害者の保護

#### 『配偶者暴力防止法に基づく通報制度及び児童虐待防止法に基づく通告制度の広報』

被害者の保護を図るための情報を広く社会から求めるために、配偶者暴力防止法及び児童虐待防止法に基づく通報・通告制度についての法の規定とその趣旨等について、様々な機会を利用して広報に努めます。

#### 『医療関係者への通報・通告制度の周知徹底』

日常業務の中で被害者を発見しやすい立場にある医療関係者に対して、医療関係者による発見は守秘義務違反に問われることはないこと等の制度の周知を図り被害者の適切な保護を図ります。

#### 『通報者の情報（氏名等）の保護の徹底』

通報を受ける可能性のある全ての関係者に対して、通報者情報の保護の徹底を図ります。

## 3 被害者の安全を守る各種制度の周知と適切な運用

#### 『被害者の個人情報を共有する支援関係機関の情報管理のルールづくり』

被害者の個人情報保護を徹底するため、関係機関連絡会議、庁内連絡会議等、情報を共有する必要がある機関において情報管理のルールを定め遵守します。

#### 『教育委員会及び学校における個人情報の適切な管理』

転校先や居住地等の守秘義務について周知・徹底を図ります。

#### 『関係各機関における被害者の個人情報の保護と守秘義務の徹底』

被害者が、加害者の追跡の恐怖から解放され、安全な生活を確保するため、医療機関など関係各機関における被害者の個人情報の保護を徹底します。

### 『住民基本台帳事務における支援措置制度の周知』

住民基本台帳事務における支援措置制度が適切に運用されるよう、制度の周知・徹底に努めます。

### 『各種支援制度の適切な運用』

被害者が、加害者の追跡の恐怖から解放され、安全な生活を確保するため、住民基本台帳の閲覧等の制限に関する支援措置、医療保険の加入脱退手続きにおける支援措置を適切に運用するよう町職員等に周知徹底します。

### 『保護命令制度の広報と被害者への利用支援』

配偶者からの暴力による被害者への安全確保を図るために配偶者暴力防止法に基づく保護命令制度の利用が図られるよう、リーフレット及びガイドブックを活用し、その広報に努めるとともに、配偶者暴力相談支援センターにおいて被害者への情報提供、手続きの支援を行います。

### 『ストーカー規制法や接近禁止等の仮処分申立て制度等の情報提供』

配偶者暴力防止法以外の各種制度も有効に活用し、被害者の安全確保を図るため、警察はじめ支援関係機関が連携して、被害者及び関係者への制度に関する情報提供とその利用にあたっての支援を行います。

## 4 配偶者等からの暴力のある家庭に育つ子どもへの支援

### 『地域のあらゆる主体における子どもの見守りの推進』

子どもに関わる学校や幼稚園、保育所、医療関係機関、地域住民など様々な立場の者が子どもの様子から配偶者等の暴力によって傷ついている子どもを発見し、関係機関との連携により適切な対応をとれるよう、児童虐待防止法に基づく通告制度の周知等を進めます。

### 『学校や幼稚園、保育所、児童クラブ等への就学や入所等の支援』

町、教育委員会、学校等は、加害者からの追跡があって現在の居住地に住民票を異動できない子どもが、現在住んでいる地域の学校や保育所等に入学や転校、入所等ができるよう支援します。

### 『健康診査・予防接種の弾力的実施』

加害者からの追跡があって現在の居住地に住民登録していない子どもについても、現在の居住地で健康診査や予防接種が受けられるよう実施します。

### 『配偶者暴力防止法に基づく子に対する接近禁止命令制度の周知』

加害者による子供の連れ去りや不当な接触を防止し、被害者及び子どもの安全を確保するため、子どもに対する接近禁止命令制度が有効に活用されるよう教育委員会及び学校等への制度の周知を図ります。

## 5 支援者の安全確保

### 『支援者の個人情報管理の徹底』

相談者など支援者も加害者から危害を加えられる可能性があるため、その個人情報の管理を徹底します。

### 『警察との連携・協力』

相談員など支援者も加害者から危害を加えられる可能性があるため、警察と連携・協力して、その安全確保に努めます。

### 『ストーカー規制法や接近禁止等の仮処分の申立て制度等の情報提供』

配偶者暴力防止法以外の各種制度も有効に活用し、被害者の親戚や友人、支援者等の安全の確保を図るため、町や警察をはじめ支援関係機関が連携して、被害者及び関係者への制度に関する情報提供とその利用にあたっての支援を行います。

## 6 早期発見・未然防止のための仕組みづくり

### 『配偶者等からの暴力を発見しやすい立場にある関係者の配偶者等からの暴力についての知識と対応技術の習得』

消防（救急）職員、民生委員・児童委員、人権擁護委員、保健・医療・福祉・教育の関係者等住民に身近な専門機関の関係者が対応技術を身に付けることにより、各地域における配偶者等からの暴力被害者の早期発見と未然防止のための環境づくりを進めるために、関係者を対象とした配偶者等からの暴力についての正しい認識の定着等を図る研修を実施します。

### 『民生委員・児童委員や人権擁護委員等による早期発見・対応』

地域住民にとって身近な相談先である民生委員・児童委員や主任児童委員、人権擁護委員等が、日頃の活動を通じて配偶者等からの暴力を早い段階で発見することに努め、被害者への適切な情報提供を行うとともに、暴力の未然防止の視点を持った活動を行います。

### 『保健・医療機関における早期発見のための相談対応マニュアルの活用』

医療機関は患者の症状から、保健センターは健康診断や相談を通じて、配偶者等か

らの暴力の早期発見に努め、緊急性や被害者の心身の状況に応じ、被害者の意思を尊重しながら、警察に通報したり、必要な情報提供を行うためにマニュアルを活用します。

#### 『保健センター等における母子保健事業（乳幼児等の健診、子育て相談など）を通じた早期発見と被害者や子ども、家庭への積極的な働きかけ』

緊急性や被害者の心身の状況に応じ、被害者の意思を尊重しながら、町や警察に通報したり、必要な情報提供を行います。

#### 『医療機関における診察や医療相談、スクリーニング（配偶者等からの暴力に関する問いかけ）を通じた早期発見と積極的な助言や情報提供』

医療機関において、緊急性や被害者の心身の状況に応じ、被害者の意思を尊重しながら、町や警察に通報したり、必要な情報提供を行えるよう、情報提供等の支援を行います。

#### 『育児・介護サービスの提供者による早期発見』

家庭内の状況を把握しやすい立場にある育児サービスや高齢者・障がい者に対する介護サービスの提供者等の福祉関係者は、潜在化している配偶者等からの暴力の発見者になる可能性が高いため、かかわりのある家庭に配偶者等からの暴力の問題がないかに留意し、守秘義務に十分配慮し、被害者の意思を尊重しながら、適切な支援を受けられるよう支援関係機関につないでいくよう努めます。

#### 『学校、幼稚園、保育所等における子どもの行動等からの発見』

学校関係者や保育士等、日頃から子どもに接している者は、子どもや保護者の様子や会話の内容から、子ども等が発するSOSを見逃さず配偶者等からの暴力の早期発見に努めます。被害者に相談機関等の情報を提供するほか、配偶者等からの暴力及び児童虐待の両面から町や児童相談所等関係機関と連携し、被害者と子どもの救助に当たります。

#### 『被害者が自ら配偶者等からの暴力についての知識や気づきを得るための啓発や情報提供』

配偶者等からの暴力を受けていることを認識していないために必要な支援が受けられない被害者に対し、配偶者等からの暴力についての正しい情報を提供するため、被害者にとってより身近で安全な場所にリーフレットや相談窓口一覧カード等を配置します。

#### 『地域における見守り支援』

被害者が住み慣れた地域で引き続き暮らしていけるよう、いつ起こるか予測困難な

暴力に迅速に対処し、被害者の安全確保を図るために、自治会組織や地域ネットワーク活動等様々な機会を通じて、被害者の身近な地域における見守り支援の環境づくりを促進します。

### 『外国人、障がい者、高齢者の孤立防止と暴力の未然防止・早期発見のための支援体制づくり』

外国人や障がい者、高齢者がいる家庭が、地域社会から孤立することにより、配偶者等からの暴力の発見が遅れることを防ぐため、町職員、福祉や保健のサービス提供者、民生委員・児童委員、福祉や国際交流（協力）の分野で活動を行うNPO等が、日常の業務や活動の中で、配偶者等からの暴力の未然防止と早期発見の視点を持ってかかわります。

### 『地域のあらゆる主体における防犯活動・地域安全活動の促進』

暴力の予防・防止の観点から、安全に関する情報提供等地域に密着した防犯活動に自治会、学校、PTA、事業所等と連携して取り組みます。

### 『地域づくりや子どもの育成について活動をしているNPO等民間団体との連携協力』

暴力の予防・防止の観点から、安全に関する情報提供等地域に密着した防犯活動に、地域づくりや子どもの育成について活動をしているNPO等民間団体と連携して取り組みます。

## 重点的に取り組むこと IV

### 被害者の立場に立った生活再建に向けた取組

#### 1 安心した暮らしを守るための経済的支援

##### 『生活保護等の援護制度の活用』

経済的に困窮している被害者に対しては、生活保護等の援護制度の活用による支援を行います。

##### 『ハローワークにおける職業相談・指導、職業紹介、求人情報の提供』

被害者にとっての就労は、経済的な自立を図るためだけでなく、心の回復の面からも重要ですが、被害者は、技能や経験、子育ての面から仕事に限られるなど、就労機会が少ない状況にあります。ハローワーク等における職業相談等の情報提供を行います。

### 『就職のための技能習得等の支援』

就職に必要な、あるいは有利な技能や知識を習得するために、職業訓練や法制度等に関する学習機会の情報を提供し、職業能力や就労意欲の向上を支援します。

## 2 安心した暮らしを守るための生活的支援

### 『各種保育サービスの情報提供・利用支援』

各種保育サービスや相談事業を利用したり、周囲の人に助けをもらうことにより、育児の負担軽減を図ります。

## 3 住宅確保のための支援

### 『公営住宅への優先入居』

住宅の確保に困窮している被害者を支援するため、公営住宅への優先的な入居に努めます。

### 『自立困難な被害者への対応』

心身の状況や生活能力、障がい、子育て等により自立した生活が困難な被害者については、町と福祉事務所等が連携を図りながら、個々の状況に応じて、福祉（保健）施設等への入所を支援します。

# 資料編

## 1 男女共同参画社会基本法

目次

平成 11 年法律第 78 号

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 12 条）

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第 13 条—第 20 条）

第 3 章 男女共同参画会議（第 21 条—第 28 条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の

促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。  
（施策の策定等に当たっての配慮）

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。  
（国民の理解を深めるための措置）

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。  
（苦情の処理等）

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。  
（調査研究）

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。  
（国際的協調のための措置）

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。  
（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第3章 男女共同参画会議

（設置）

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。  
（所掌事務）

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第 13 条第 3 項に規定する事項を処理すること。
  - (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
  - (3) 前 2 号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 4 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第 23 条 会議は、議長及び議員 24 人以内をもって組織する。

(議長)

第 24 条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第 25 条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- (2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第 2 号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の 10 分の 5 未満であってはならない。

3 第 1 項第 2 号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

4 第 1 項第 2 号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第 26 条 前条第 1 項第 2 号の議員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第 1 項第 2 号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第 27 条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第 28 条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

附 則（平成11年7月16日法律第102号） 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日＝平成13年1月6日)

(1) 略

(2) 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

(1)から(10)まで 略

(11) 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成11年12月22日法律第160号） 抄

(施行期日)

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

## 2 鹿児島県男女共同参画推進条例

目次

平成 13 年 12 月 21 日公布

前文

平成 13 年鹿児島県条例第 56 号

第 1 章 総則（第 1 条－第 8 条）

第 2 章 男女共同参画を阻害する行為の禁止（第 9 条）

第 3 章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第 10 条－第 16 条）

第 4 章 鹿児島県男女共同参画審議会（第 17 条－第 24 条）

附則

すべての人々が、その人権を尊重され、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会を築くことは、私たちの願いである。そして、その社会こそが、男女が対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、喜びと責任を分かち合うことができる男女共同参画社会である。

鹿児島県では、これまでも、その時代の要請に応じて、男女平等の実現に向けた様々な取組を行ってきたが、依然として性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく制度と慣行が根強く残っており、なお一層の努力が必要とされている。

また、少子高齢化の進展、家族形態の多様化、地域社会の変化等の社会経済情勢の変化に対応していくためにも、男女共同参画社会の実現は緊急かつ重要な課題となっている。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現を目指して、県、事業者、県民及び市町村が一体となって男女共同参画の推進に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

### 第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、事業者及び県民の責務を明らかにし、並びに男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女が当該活動に参画し、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により当該言動を受けた者の生活環

境を害する行為又は性的な言動を受けた者の対応によりその者に不利益を与える行為をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画を阻害する要因となるおそれがあることを考慮して、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体（事業者を含む。以下同じ。）における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

5 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮して、男女共同参画の推進は、国際的協調の下に行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する政策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、前項の施策の実施に当たっては、事業者、県民及び市町村と連携を図るものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(県民の責務)

第6条 県民は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(市町村への要請及び支援)

第7条 県は、市町村に対し、その区域の特性に応じた男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施すること並びに県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力することを求めるものとする。

2 県は、市町村が実施する男女共同参画の推進に関する施策について、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(年次報告)

第8条 知事は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、及び公表するものとする。

## 第2章 男女共同参画を阻害する行為の禁止

第9条 何人も、次に掲げる男女共同参画を阻害する行為を行ってはならない。

- (1) 家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における性別による差別的取扱い
- (2) 家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野におけるセクシュアル・ハラスメント
- (3) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）に対する暴力行為（精神的苦痛を著しく与える行為を含む。）

## 第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

第10条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めようとするときは、鹿児島県男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第11条 県は、男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画に配慮しなければならない。

2 県は、前項の施策を策定し、及び実施するに当たっては、県民の意見を反映させるよう努めるものとする。

(県民の理解を深めるための措置)

第12条 県は、広報活動等を通じて基本理念に関する県民の理解を深めるよう適切な措置を講ずるとともに、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の充実に努める

ものとする。

(調査研究)

第13条 県は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

(県民等に対する支援)

第14条 県は、県民及び民間の団体が男女共同参画の推進に関して行う活動を促進するため、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(県民等の申出)

第15条 県は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策についての県民及び民間の団体からの申出があったときは、適切に処理するよう努めるものとする。

2 県は、第9条に規定する行為その他の男女共同参画を阻害する行為に関する県民及び民間の団体からの申出があったときは、関係機関と協力して適切に処理するよう努めるものとする。

(男女共同参画週間)

第16条 県民の間に広く男女共同参画についての関心と理解を深めるとともに、積極的に男女共同参画の推進に関する活動を行う意欲を高めるため、男女共同参画週間を設ける。

2 男女共同参画週間は、毎年7月25日から同月31日までとする。

3 県は、男女共同参画週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

#### 第4章 鹿児島県男女共同参画審議会

(審議会)

第17条 男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進に資するため、鹿児島県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、次に掲げる事務を行う。

(1) 基本計画に関し、第10条第3項に規定する事項を処理すること。

(2) 知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な政策又は重要事項を調査審議すること。

3 審議会は、前項に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、知事に対し、意見を述べることができる。

(組織)

第18条 審議会は、男女共同参画に関する識見を有する者のうちから知事が任命する委員20人以内をもって組織する。

2 男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

(委員の任期)

第19条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 20 条 審議会に、会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 21 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第 22 条 審議会は、専門の事項を調査するため必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の委員は、審議会の委員のうちから会長が選任する。

(庶務)

第 23 条 審議会の庶務は、総務部県民生活局において処理する。

(委任)

第 24 条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

1 この条例は、平成 14 年 1 月 1 日から施行する。

2 この条例の施行の際現に定められている男女共同参画の推進に関する県の基本的な計画であって、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るためのものは、この条例の規定により定められた基本計画とみなす。

附 則(平成 21 年 3 月 27 日条例第 14 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

### 3 知名町男女共同参画推進条例

#### 目次

##### 前文

##### 第1章 総則（第1条 第5条）

##### 第2章 男女共同参画を阻害する行為の禁止（第6条）

##### 第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第7条 第12条）

##### 附則

すべての人々が、その人権を尊重され、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会を築くことは、私たちの願いである。そして、その社会こそが、男女が対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、喜びと責任を分かち合うことができる男女共同参画社会である。

鹿児島県では、これまでも、その時代の要請に応じて、男女平等の実現に向けた様々な取組を行ってきたが、依然として性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく制度と慣行が根強く残っており、なお一層の努力が必要とされている。

また、少子高齢化の進展、家族形態の多様化、地域社会の変化等の社会経済情勢の変化に対応していくためにも、男女共同参画社会の実現は緊急かつ重要な課題となっている。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現を目指して、町民が一体となって男女共同参画の推進に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、町民の責務を明らかにし、並びに男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

##### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女が当該活動に参画し、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により当該言動を受けた者の生活環境を害する行為又は性的な言動を受けた者の対応によりその者に不利益を与える

行為をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画を阻害する要因となるおそれがあることを考慮して、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、町における施策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定及び実施する責務を有する。

2 町は、前項の施策の実施に当たっては、町民及び関係団体と連携を図るものとする。

(町民の責務)

第5条 町民は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 町民は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

## 第2章 男女共同参画を阻害する行為の禁止

第6条 何人も、次に掲げる男女共同参画を阻害する行為を行ってはならない。

- (1) 家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における性別による差別的取扱い
- (2) 家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野におけるセクシュアル・ハラスメント
- (3) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）に対する暴力行為（精神的苦痛を著しく与える行為を含む。）

### 第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

#### (基本計画)

第7条 町長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 町長は、基本計画を定めようとするときは、男女共同参画推進講話会及び男女共同参画行政推進会議の意見を聴かななければならない。

4 町長は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

#### (施策の策定等に当たっての配慮)

第8条 町は、男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画に配慮しなければならない。

2 町は、前項の施策を策定し、及び実施するに当たっては、町民の意見を反映させるよう努めるものとする。

#### (町民の理解を深めるための措置)

第9条 町は、広報活動等を通じて基本理念に関する町民の理解を深めるよう適切な措置を講ずるとともに、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の充実に努めるものとする。

#### (調査研究)

第10条 町は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

#### (町民等に対する支援)

第11条 町は、町民及び関係団体が男女共同参画の推進に関して行う活動を促進するため、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

#### (町民等の申出)

第12条 町は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策についての町民及び民間の団体からの申出があったときは、適切に処理するよう努めるものとする。

2 町は、第9条に規定する行為その他の男女共同参画を阻害する行為に関する町民からの申出があったときは、関係機関と協力して適切に処理するよう努めるものとする。

#### 附 則

1 この条例は、平成26年 月 日から施行する。

- 2 この条例の施行の際現に定められている男女共同参画の推進に関する町の基本的な計画であって、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るためのものは、この条例の規定により定められた基本計画とみなす。

## 知名町男女共同参画推進懇話会設置要綱

(設置)

第1条 知名町における男女共同参画社会の実現に向けて、広く意見を聴し、基本計画の策定及び男女共同参画社会形成に係る施策を総合的に推進するため、知名町男女共同参画推進懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 懇話会は、男女共同参画社会づくりに関する諸問題について研究・協議し、必要に応じて町長に報告を行うものとする。

(組織)

第3条 懇話会は、委員10人以内で組織し、男女いずれかの委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 町内の団体及び関係機関の代表者
- (2) 町内企業及び事業所の代表者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選とする。

2 会長は、懇話会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 懇話会は、必要に応じて専門家に意見を聴くことができるものとする。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、総務課において行う。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年8月14日から施行する。

## 知名町男女共同参画行政推進会議設置要綱

### (設置)

第1条 男女が、社会の対等な構成員として、その能力と個性を十分に発揮することができ、かつ、共に責任を負うべき男女共同参画社会の実現を図るため、知名町男女共同参画行政推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

### (所掌事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について、調査、研究及び審議を行う。

- 2 男女共同参画社会実現に係る施策の総合的な推進に関すること。
- 3 男女共同参画社会実現に係る施策の関係課等間の総合的な連絡調整に関すること。
- 4 その他男女共同参画社会の形成促進に関すること。

### (組織)

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 副会長は、副町長、教育長をもって充てる。
- 4 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

### (会長及び副会長の職務)

第4条 会長は、会務を総括し、会議の議長となる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は事故あるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 推進会議は、会長が必要に応じ招集する。

- 2 会長が必要と認めるときは、委員以外のものを出席させて意見を聴くことができる。

### (幹事会)

第6条 会長は、男女共同参画社会実現のための施策について、調査、研究その他専門的な作業を行うため、知名町男女共同参画推進幹事会（以下「幹事会」という。）を置くことができる。

- 2 幹事会は、別表第2に掲げる推進会議の各委員が推薦する所属職員をもって組織する。
- 3 幹事会は、調査、研究その他専門的な作業の経過及び結果を推進会議に報告しなければならない。

### (庶務)

第7条 推進会議の庶務は、総務課において行う。

### (雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議及び幹事会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成24年8月14日から施行する。

別表第1（第3条関係）

総務課長
企画振興課長
議会事務局長
会計課長
税務課長
町民課長
保健福祉課長
老人ホーム園長
農林課長
農業委員会事務局長
耕地課長
建設課長
水道課長
教育委員会事務局学校教育課長
教育委員会事務局生涯学習課長

別表第2（第6条関係）

総務課長
企画振興課長
町民課長
保健福祉課長
農林課長
教育委員会事務局学校教育課長